

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成23年3月7日（月）

開 会 午前9時0分

【議 事】

○議案第17号「平成23年度所沢市病院事業会計予算」

【補足説明】 な し

【質 疑】

菅原委員

入院患者利用収益に内科と小児科の内訳があるが、入院患者は昨年度より539人増とのことであり、入院患者の人数はそれぞれどのような変化があったのか。

桑原総務担当

昨年よりも、内科は509人増、小児科は30人増、合わせまして539人でございます。

参事

菅原委員

小児科の患者も増加しているが、小児科も入院病床を用意して点滴など一定程度経過を見なければいけない処置等の対応も整えるということか。

桑原総務担当

小児科については、内科の中に2床ほどベッドを用意して必要な設備等もそろえて、点滴などの簡単な入院患者については受け入れる用意があります。しかし、小児科については24時間365日診療に向けた深夜帯の

参事

対応を優先しています。小児科医師1名の増員を御願しているところですが、小児科医師1名の増員が図れば、入院の方にも少し手をかけたいと考えております。

菅原委員

喘息発作などにより、深夜帯に受診をして点滴など経過を見なければならぬ処置の場合は、その病床で安静が確保できるのか。

桑原総務担当

そのような計画で考えております。しかし、小児科医師がもう一人確保できると積極的に対応できるのですが、現状では厳しい状況であり、深夜帯を担当する医師の判断ということになります。

参事

平井委員

小児科医師が5名になれば、24時間365日診療が可能になるのか。

桑原総務担当

小児科医師に関しては、現在、市民医療センター長を含めて3名おります。もう1名の増員ができれば、4名の医師で24時間365日診療が可能になります。そして、先ほど菅原委員より御質疑いただいた入院対応をするとなると、さらにもう1名の増員をお願いいたしまして、最低5名の医師体制で、現在、市民医療センターの考えているビジョンが達成できるものと考えております。

参事

平井委員 なかなか医師が見つからない状況で、つてを頼って小児科医師を探しているとの話もあるようだが、医師を探す方法として現在最も有効と考えている手段はどのようなものか。

桑原総務担当
参事 医師からは、チームワークがとても大切で、考えを同一にしている医師が入ることが一番良い医療ができると、常々言われております。その点を踏まえて、市民医療センターの医師が良く知っている医師を招くことを考えております。今後になりますが、民間会社などである医師派遣の成功報酬等の研究もしていきたいと考えております。

大館委員 入院患者利用収益の内科の年間患者数見込について、12,444人とあるが、前年からどれくらい増えているのか。

桑原総務担当
参事 前年が11,935人ですから、509人ふえております。

大館委員 1日の入院患者数については、どの程度を見込んでいるのか。

桑原総務担当
参事 予算書の1ページの(3)一日平均患者数の入院の部分になりますが、34人を考えております。昨年が33人でしたので1人増を見込んでおります。

大館委員

入院患者の1人増については、どのような算出方法なのか。

桑原総務担当

昨年11月に外来の診察室を内科、小児科と分けたので、そのこと

参事

により外来患者がふえて、外来患者がふえれば入院患者もふえるのではないかという考えが1つあります。そして、外来の診察室の改修工事に合わせて地域連携室を設置いたしました。15カ所の医療機関に市民医療センターの案内等をする中で、入院については、受け入れ可能な患者の症状なども案内しております。また、12月には、すべての地域包括支援センターに案内をいたしました。その結果、紹介患者数につきましては、平成21年11月は2人、12月は12人でありましたが、平成22年11月は13人、12月は17人と少しずつふえておりますので、この辺りに力を注いで入院患者の受け入れをふやしていきたいと考えております。

小川委員

一般会計負担金について、平成21年度が4億4,000万円で、22年度が4,000万円を努力して4億円とするなど、一般会計負担金については年々減ってきていたが、平成23年度は4億675万8,000円ということで、この辺りはどのように考えているのか。

桑原総務担当

一般会計負担金については、できる限り抑えなければならないと思っ

参事

ております。そのため、地域連携室等で入院患者をふやして赤字については減らしたいと考えており、金額についても4億円をめどにそれ以上増やさ

ないよう考えております。なお、予算書の4億円を出た部分については子ども手当の金額になります。

石本委員

患者1人当たり収入という項目がいくつかあるが、平成23年度予算で大きく変動したところはあるのか。

桑原総務担当

平成22年度と同様となっており、大きく変わっておりません。

参事

菅原委員

公衆衛生活動収益の麻疹等予防接種料について、これは法定予防接種のものだけか。

桑原総務担当

こちらについては、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの任意接種も含まれております。

参事

菅原委員

法定接種分については、どこに入っているのか。

桑原総務担当

公衆衛生活動収益の麻疹等予防接種料の中に入っております。

参事

久保田委員 内科と小児科の医師の充足によって収益が改善するとのことだが、医師が何名充足されると収益が100パーセントになるのか。

桑原総務担当 内科につきましては、仮に医師が4月から入ってくれば、入院患者の3
参事 4人は可能な数字だろうと考えております。小児科につきましては、診療報酬自体が厳しい状況であり、診察時間につきましても、診察のやり取りが母親から子ども、子どもから母親、そして、医師へという形で時間がかかることから、診察できる人数も厳しい状況でありますので、一概に医師が1名ふえたことにより、小児科がプラスマイナスゼロになるといった判断は難しいと考えております。

小川委員 平成22年度も残り1カ月だが、今年度については予算の範囲内で収まるのか。

桑原総務担当 ここで、1月の経理が終わった状況であり、あくまでも予測の範囲となりますが、現在の推移ですと300万円程度の赤字で済むのではないかと考えております。うまくいけばプラスに転じるのではないかと考えております。

大館委員 損益勘定支弁職員の一般職について、マイナス2人となっているが、どのような算出方法なのか。

桑原総務担当

特定健診の導入に伴い特定保健指導というものを考えておりましたが、

参事

過去の3年間の実績が非常に少ない状況であったので、栄養士を昨年1名減らして臨時職員で対応しました。それから、平成22年度は医療ソーシャルワーカーを職員で採用すると考えていましたが、現状では臨時職員で採用しておりますので、マイナス2名となっています。

小川委員

建設改良費について、内視鏡検査装置一式他20点、庁用車（普通車）、受変電設備等改修工事とあるが、具体的にどのようなものか。

桑原総務担当

建設改良費の固定資産購入費の器械備品購入費につきましての、内視鏡

参事

検査装置一式他20点は、古くなりましたビデオスコープと映像を映し出すモニター、吸引機といった一式と、人間ドック等で使用する尿の分析装置、薬局で使用しております粉薬を袋詰めにする全自動散剤分封機が、非常に古くなっており既にメンテナンスもできない機械でありますことから、これらを交換するためをお願いしているものです。車両購入費については現在使用している庁用車が購入後12年経過しているものになりますので更新をお願いするものです。建物改良費については、市民医療センターの地下に変電設備がありまして、開設当初の昭和51年より使用しているものですので、定期点検におきましても交換したほうが良いと指摘を受けており、平成23年度に交換したいためをお願いしているものです。

小川委員

胃カメラについて、市民医療センターには鼻から入れる内視鏡はあるのか。

桑原総務担当

軽鼻内視鏡につきましては、昨年当初に一つ購入いたしました。

参事

石本委員

看護師の夜勤の回数、仮眠の確保、妊娠中の夜勤の免除については、どのような状況か。

桑原総務担当

夜勤の回数ですが、市民医療センターでは深夜と準夜の2種類の夜勤のシフトを組んでおり、深夜と準夜合わせて1カ月に8回までとなっています。仮眠の確保につきましては、3交代制の勤務になりますので、ソファ一等を置いた休憩室を用意しており、外来などで深夜に患者のいない時間に使用しております。病棟については常に動いております。妊娠中の夜勤の免除については、妊娠8カ月までは夜勤の免除についての希望をとり、希望があれば免除しており、妊娠8カ月を過ぎましたら免除としております。

平井委員

臨時職員の看護師からは、夜勤の際に安心して交代勤務ができないということと、正規職員を置いてほしいと聞いているが、どのようになっているのか。

桑原総務担当 外来の小児科の深夜診療が始まってからであります、準夜までは臨時
参事 職員で対応することもあります、深夜についてはすべて正規職員で対応
しております。

平井委員 準夜については、臨時職員で対応することもあるとのことだが、準夜も
すべて正規職員で対応する形にすることは検討しているのか。

桑原総務担当 看護師の人数等、現状では厳しい状況であると考えております。

参事

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第17号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

休憩 午前9時25分

(説明員交代)

再開 午前9時27分

○ 議案第9号「平成23年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

保健福祉部①所管部分（保健センター）

【補足説明】

内藤保健福祉
部長

既に新聞報道等で御存知のことと思いますが、所沢市で予定しておりました、小児用の肺炎球菌ワクチンとヒブワクチン接種事業につきまして、他県で死亡事例が発生したということが報道されました。週明けの本日から大至急検証を始めるということで、因果関係の評価を実施するまでの間、接種を一時的に見合わせたいとの国からの通知がありました。新聞報道等の情報だけで詳しいことはわかりませんが、普遍的な課題なのか、一般的な製造過程での問題なのかが問われます。所沢市としては安全性を確認する当事者能力がございませんので、国の慎重な審査、安全性の確認ができるまでは見合わせざるをえないという判断にたっております。しかしながら、防衛医大の医師の談が新聞報道にございましたように、ワクチン接種そのものが全否定されるという話と、個別の事情は違うものと思えます。新年度予算については是非御認めいただいて、執行については安全性が確認でき、国からの指示が出るまで、公費助成については実施を見合わせていきたいということを、御報告させていただきます。

【質 疑】

菅原委員

精神保健事業費の一時保護宿泊施設使用料について、保健センター閉館後の夜間等の利用についての対応方について伺いたい。

細江成人保健
課長 夜間の利用につきましては、埼玉県の精神保健福祉センターの救急サービスがありますので、何らかの対応が可能になっております。必要な方につきましては夜間に突然というよりも、日頃からの支援の中で関係ができておりますので、継続した対応ができると思っております。

菅原委員 精神保健福祉士は、不安を抱えている本人や家庭と夜間でも連絡を取っているなど、日常的にきめ細やかな対応をしており、何らかの手段でつながってくると思うが、行政としては一時保護宿泊施設の利用について、能動的に支援していく方策は考えているのか。

細江成人保健
課長 本庁でも24時間夜間窓口等にて対応しておりますので、そちらから保健センターへ連絡が入る形にもなっております。菅原委員のおっしゃることについても今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

大館委員 精神保健事業の概要と法的根拠はどのようなものか。

細江成人保健
課長 精神保健事業の法的根拠につきましては、精神保健福祉法に基づき実施しております。事業につきましては、精神保健福祉手帳交付、自立支援医療費の申請の受付、相談支援事業、さまざまな講座等を実施して精神保健に関わる普及啓発事業等を実施しております。

大館委員	精神保健事業費で、国庫支出金が500万円出ているが、どのような事業に支出するのか。
細江成人保健課長	国庫支出金の500万円につきましては、自殺防止対策事業に係る県の補助金でございます。
石本委員	精神障害者家族等緊急一時保護事業について、これは何人分のものか。
細江成人保健課長	3人分で3日分となっております。
石本委員	新規事業概要調書の事業の概要に、精神障害者（本人）の暴力等によりと記載があり、他自治体の類似する政策等では、大和市において、DV被害者援護のための同様な事業があるとなっているが、言い方が失礼になるかもしれないが、DV加害者は、精神障害者の認定を受ける、受けないに関わらず、何らかの精神的な課題があると思われるが、精神障害の定義とはどのようなものか。
細江成人保健課長	他自治体の類似する政策等につきましては、現在精神保健に関わる事業についての政策というものは、私が確認した時点ではなかったのですが、類似したということで、DVに関する事業で予算化している自治体がある

	<p>ということです。</p>
石本委員	<p>そうすると所沢市の場合、精神障害者の暴力等によりと記載されているので、精神障害者と認定されている人からの暴力のみが対象ということか。</p>
細江成人保健課長	<p>精神障害で自傷、他害のおそれがある程度ではなく周囲の方には暴力等はしないが、家族に対しては暴力等が発生するといった場合について、事業を展開するものでございます。</p>
石本委員	<p>平成23年度は3名程度の見込みだが、予算的には3名で足りるという認識なのか。</p>
細江成人保健課長	<p>今までに3名から5名程度の実績がありましたことから、3名程度で足りるのではないかという予測でございます。</p>
菅原委員	<p>予防接種自己負担補助金について、当面の間、助成について見合わせるとのことだが、その間に自費で接種した場合の対応はどうなるのか。</p>
内藤保健福祉部長	<p>これまでも私費で接種された方というのはいたと思います。そのあたりの対応、啓発等につきましては、誤った知識等、ワクチンそのものを否定</p>

するようなことになると困りますので、どのような対応が良いかにつきまして、国と県と相談しながら対応を図ってまいりたいと思っております。

菅原委員

厚生労働省から接種差し止めの話が自治体に入ってきたかと思うが、これは医療機関にも周知され、すべての医療機関で接種がストップしているのか。

内藤保健福祉
部長

そのとおりです。

菅原委員

見通しについては、まだ何とも言えないということか。

内藤保健福祉
部長

そのとおりです。

菅原委員

母子保健事業費のこんにちは赤ちゃん事業の中で、保健所が無くなったことによって、未熟児の関係では色々な啓蒙、啓発、状況をつかんでいると思うが、その辺のフォロー体制はどのように考えているのか。

島崎母子保健課長 未熟児の関係につきましては、引き続き保健所と連携を図りまして訪問事業を行うことになっております。

菅原委員 訪問事業について、平成23年度は、この予算の中で担っていくという認識で良いか。

島崎母子保健課長 そのとおりです。

小川委員 所沢市母子愛育会補助金について、現在愛育員は何名いるのか。

島崎母子保健課長 班員数につきましては。現在332名です。

小川委員 実際に報告書等が提出されて活動している方は、何名いるのか。

島崎母子保健課長 各地域に母子愛育班というものがございまして、班の中で交代しながら母子保健事務に協力いただいている状況でございます。

小川委員 母子愛育班はいくつあるのか。

島崎母子保健 課長	全部で9班あります。
小川委員	班がまとめている形で、実際どれくらい的人数が活動しているのかはわからないのか。
島崎母子保健 課長	皆様方で御協力いただいている状況でございます。
小川委員	補助金については、9班に均一に分配されているのか。
島崎母子保健 課長	予算につきましては、母子愛育会に支払いたしまして、各班の実績報告に基づきまして分配しております。
大館委員	母子愛育会は相当前からあると思うが、具体的にはどのような活動をしているのか。
島崎母子保健 課長	具体的に所沢市の行事になりますと、各公民館で定例的に開催しております、乳幼児相談に御協力いただいております。
大館委員	母子愛育会の目的とは何か。

島崎母子保健課長 母子愛育班の連携を図り、健全な運営を確保して市民の健康の保持、増進に寄与することを目的としております。

久保田委員 公民館へ行くと母子愛育班の方が来ているが、どこの自治体でも削減するところは削減しなくてはいけないわけであり、ずっと同じ金額であるから事業としてやるのではなく、見直しや廃止を考えてもよいと思うが、その辺はどのように考えているのか。

黒澤保健センター長 活動の歴史は長いのですが、子育ての技術というものが核家族化等により、若い世代の母親に伝わらないということがございます。母子愛育会の方が、地道に活動を続けてこられて、子育ての技術を伝えていただけたということは、保健センターの取り組みだけではできないと考えておりますので一定の意義はあるものと考えているところです。

久保田委員 母子愛育班があるからやるのではなく、財政が厳しい時なので、見直すところは見直すといったことを検討してもらいたいでしょうか。

黒澤保健センター長 今後の課題とさせていただきます。

石本委員	平成23年度は保健所に関する予算がまったく計上されていないが、所沢市は保健所の建設については、あきらめたという認識で良いのか。
内藤保健福祉 部長	保健所につきましては、受付事務等は予算の方に難病患者の支援という形で位置付けております。業務的には市民の利便性ということを考えまして、庁内での受付等も昨年に引き続き進めております。所沢市が保健所を作るという話でございますが、これは政策企画課を中心にプロジェクトチームを作り研究中であります。
安田委員	所沢保健所で行っていた機能を一部保健センターで行っているが、その予算はどこに盛り込まれているのか。
内藤保健福祉 部長	関係団体への会議等の場所の提供、保健所へ提出する書類の説明会の会場の提供など、特に予算を必要とせず協力できる事業として、現に行っております。
細江成人保健 課長	保健所関係の予算ですが、保健所から委託を受けて特定疾患と小児慢性特定疾患の新規申請の受付だけを保健センターで行っております。その予算につきましては、歳出予算説明書122ページの難病対策事業費で計上させていただきます。

【議案第9号保健福祉部①所管部分質疑終了】

【意見・採決保留】

休 憩（午前9時50分）

【説明員交代】

再 開（午前9時55分）

○ 議案第 22 号「所沢市障害福祉サービス等の措置に係る費用の徴収に関する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

別表についてはどのように検討されるのか。

内藤保健福祉
部長

通常障害者福祉サービスというのは契約を前提に進めておりまして、圧倒的多数はこの契約に基づいて行っております。本議案につきましては何らかの事情で当事者による契約としての福祉サービスが受けられない方について、やむをえない措置として行政が介入した場合の費用の徴収のごとでございまして、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間においても、具体例は 1 件となっております。その方も費用の徴収というものはございませんでした。実は費用徴収の額については、通常各自治体が決めるというのではなく、国の基準額に沿って行うことという形で制度設計されておりますので、市独自で条例化することではなくて国の基準に基づいて市長が決定するという形で今回お願いするものです。

平井委員

国の基準に基づいて行う場合には別表を付けないということだが、何か基準はあるのか。

内藤保健福祉
部長

国の基準がございます。これにつきましては、法規担当課、例規審査委員会でもいろいろな議論がございまして、最終的には市独自でいろいろ決められることの額であったり、老人ホームの方はそうなのですが、そういったものと分けた方が良いのではないかという結論に至り、今回はこのような形にさせていただいたということです。

平井委員

今後については新たな検討を始めるという理解で良いのか。

玉川障害福祉
課長

内藤保健福祉部長より御説明差し上げましたとおり、国から国が定めた基準に従って費用徴収をするようにという通知がありまして、そのために今回は市の裁量がかなり薄いということで載せなかったということになります。今後運用が変わればそれに対応した形で、例規審査委員会等で議論していただくことになっていくと思います。

大館委員

この条例については、国から準則といったような充足的なものが示されているのか。

玉川障害福祉
課長

この条例につきましては、特に準則というものはございません。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第22号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第15号「平成23年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

後期高齢者医療システム修正委託料について、これは住民基本台帳法の改正による外国人の関係も含まれているのか。

美甘福祉総務
課長

住民基本台帳法の改正によりまして、外国人登録原票を廃止いたしまして外国人を住民基本台帳で管理することになります。それに併せて後期高齢者医療システムの住民基本台帳情報と外国人登録原票情報を住民記録システムからの取り込み、埼玉県の後期高齢者広域連合の標準システムへ提供している関係から、後期高齢者医療システム修正委託料をお願いするものです。

石本委員

今回の改正で対象となる外国人の数はどれぐらいなのか。

美甘福祉総務
課長

対象の外国人の方が53人います。

石本委員

国が法律改正したから、負担せざるえないものなのか。過去の法律改正に伴ったシステム修正では、国からの補助金等があったのか。

美甘福祉総務課長 今回の後期高齢者医療システムの改修につきまして、国からの補助金等
はございません。過去のこういったことに関して国からの補助金の有無に
つきましては、把握しておりません。

平井委員 外国人の一部が住民基本台帳に記載されることによって、例えば、緊急
時医療などが、今後保障されなくなるという可能性はあるのか。

美甘福祉総務課長 住民基本台帳法の改正によって、外人登録原票が廃止になりますけども
そもそもの住民基本台帳法の改正の関係が、いわゆる外国人の方々の住民
サービスがスムーズにいくようにということで、住民基本台帳法の改正が
行われたということでございます。今回の法改正に関しましては、後期高
齢者医療の関係だけではなく、例えば、国民健康保険や福祉総合オンライ
ンなどそういったものに、すべて連動してくるものでございまして、住民
基本台帳法の改正によりまして、それぞれのシステムを修正していくこと
で、より外国人の皆様にはスムーズに、いろいろな福祉サービスが提供で
きるような形になると考えておりますので、外国人の方が緊急時医療を受
けられなくなるのではないかとというようなことは、一切ないと考えており
ます。

大館委員 後期高齢者医療保険料については、何を基準に算出されているのか。

美甘福祉総務課長 平成23年度の予算につきましては、被保険者数の人数を3万人で見込んでおります。

大館委員 今後、被保険者が増える見通しはあるのか。

美甘福祉総務課長 平成22年度の予算では2万8,000人で見込ませていただきまして、平成23年度は3万人で見込ませていただいておりますので、年々高齢者の方の数が増えているという現状がございますことから、予算ベースでは増加していくと見込んでおります。

大館委員 被保険者は、毎年2,000人程度増えていくということか。

美甘福祉総務課長 そのように考えております。

平井委員 埼玉県保険料の推移は一度下がったが、その後どうなったか。また、年金天引きでなく自分で納付している方がいるが、滞納者の実態はどうなっているのか。

美甘福祉総務課長 保険料につきましては、平成20年度、21年度の均等割分が4万2,535円、所得割分が7.96パーセント、その後、22年度、23年度

の均等割分が4万300円、所得割分が7.75パーセントということで、22、23年度で比較いたしますと保険料は、変わっておりません。埼玉県の保険料推移については、平成22年度におきましては、全国で均等割分が28番目の順位に位置しており、所得割分につきましては、22番目の順位に位置しております。平均保険料で見ますと全国では6位ということになっております。

平井委員

それらの順位は高いということなのか。

美甘福祉総務
課長

保険料につきましては、所得割等の関係がございますので比較的収入の高い方が多いということが考えられます。

平井委員

滞納者の状況についてはどうなっているのか。

美甘福祉総務
課長

滞納者の関係でございますが、平成23年1月31日現在の滞納者数は776人となっております。

平井委員

平成21年度の滞納者数はどうなっているのか。

美甘福祉総務
課長

平成21年度の滞納者数につきましては、697人でございます。

石本委員

国民健康保険における10割負担の資格証明書については、所沢市はそれほど少ないが、後期高齢者医療について滞納した場合の取り扱いはどのようになっているのか。後期高齢者医療広域連合がそのような権限を持っているのか。

美甘福祉総務
課長

後期高齢者医療広域連合と市の関係でございますが、広域連合につきましては医療の給付を行っており、保険料を集めてくるのは市町村の仕事になっております。ただし、賦課額を決定する、あるいは減額などの決定は広域連合が行っております。

石本委員

例えば、他市と比べて所沢市の滞納者が多いとしたら、所沢市に科せられるペナルティーとかはないのか。

美甘福祉総務
課長

ペナルティー等はございません。広域連合の会議等で各市町村が頻りに集まる機会がございますので、そういった機会に、滞納処理の状況であるとか対応方法などの意見交換や広域連合からの対応方法の指示が出る場合があります。

石本委員

資格証明書の発行についてはどうなっているのか。

池田福祉総務課副主幹 資格証明書の発行については、政権交代に伴いまして民主党政権では発行しないということになっており、そのような指示がきております。

久保田委員 滞納については、いろいろな事情があると思うが、滞納者への今後の対策はどのような考えをもっているのか。

美甘福祉総務課長 滞納者の方につきましては、こまめに連絡を取らせていただいて事情を聴くということが大切であると考えております。その上で分納等、無理のない形で納付していただくといった相談をさせていただくこと、必要があれば訪問して自宅の状況等を確認したり、きめ細やかに対応したりすることが徴収率を上げていくことにつながることであると考えております。また、お困りのことがあれば関連した機関に取り次ぎをするような配慮も心がけながら、収納業務にあたっているところでございます。

久保田委員 市の徴収姿勢がやさし過ぎるのではないかと思うが、市税の滞納では色々な方法で対策を講じているので、少し強めに対策を講じたらどうか。

美甘福祉総務課長 こまめに対応することも必要だということも申し上げましたが、実際には、納付の誓約をしていただいて分納しているケースが58件ございます。金額にいたしますと579万7,950円、それから差し押さえにつきましたも2件、金額にしますと130万630円になります。そういっ

たことから、一方で法に基づいた適切な対応をしているということで御理解いただければと思います。

安田委員

滞納については、本当に仕方なくという方もいると思うが、ある程度、悪意がある方がいるのかもしれないという疑念がある。滞納者のケースやパターンについては、どのようなものがあるのか。

内藤保健福祉
部長

美甘福祉総務課長も申しあげましたとおり、きめ細かな納税相談をしております。議員の方から御指摘がありましたように保険に関わる滞納をしている方というのは、例えば、市税等を滞納しているという重複の方もいらっしゃいますので、徴収担当がその他の滞納がありますかということで御本人より聞き取りを行うわけですけれども、やはり、ある程度の年金があって一定の納付資力がありながら納付していないという事例も僅かではありますがございます。そうした方につきましては、分納誓約をすとか相談しますけれども場合によっては、差し押さえ処分をしたということもございます。また、倒産したとか高齢者世帯で病気や不幸が続いたということで、少し徴収を待つといったケースもございます。基本的には、さきほど申しあげましたように、保険料の所得割率につきましては、全国で22位ですから、しかしながら、平均保険料が全国6位で、総じて所得的には、全国的に見ると高いという中での一部の滞納する方につきましては、やむをえない事情の方もいらっしゃると思います。

安田委員

滞納者の中で何割が悪質な例なのか。

美甘福祉総務
課長

内藤保健福祉部長の方からも申しあげましたように、いろいろなケースが想定されるということですが、滞納者の人数が776人ということで、その内容も今申しあげましたような、例えば、事業がうまくいかなかった方、病気の方、お金を借り入れて返せない方さまざまな状況があると思います。これらの滞納の状況の分析を今後、御指摘いただいたような形で、きちっと分析してどのようなものが多いのか、その割合の状況についても、今後きちっと調べて、御報告させていただきたいと考えております。

石本委員

国民健康保険については、所沢市のように税として徴収すると、時効は5年、東京23区のように料として徴収すると時効は2年だが、後期高齢者医療保険料の時効については、どのように扱われているのか。

美甘福祉総務
課長

時効は2年でございます。

石本委員

他の市税等も滞納している事例があるとのことだが、税だと時効が5年、保険料だと2年であるが、この場合の債権の順番はどうなるのか。例えば、最初に100万円の配当等があった場合に均等に収納するのか。それとも、時効が2年で税より時効の早い後期高齢者医療保険料が優先して収納

するのか。債権の優先順位は市としてどのような扱いをしているのか。

内藤保健福祉
部長

債権の優先順位でございますけれども、税金関係については他の民事債権と違いまして市が差し押さえすることができます。これについては法律上において先着手優先ということで、先に差し押さえた方が優先になります。ですから、国税との関係も同じで国税、県税、市税が滞納した場合に市役所の徴税吏員が最初に不動産を差し押さえてしまえば、その不動産が公売された時の第一配当は市になります。ただ事実上、任意整理の中で市税も保険料も滞納している方があった場合には、本人の意向もございまして、私どもからしますと時効の中断をするという目的もありますことから、必要に応じて協議してまいります。

小川委員

一番大切なのは、滞納者本人に支払う気持ちがあるかどうかだと思います。私も相談を受けることがあるが、金額の大小でなく500円でも1,000円でも払っていけば市も時効がなくなっていく訳だから、払う人は一度に払わなくてはいけない、1万円ずつ払わなければならないでは、滞納者は金額がかさんでいるので払えないと思う。そういう人に対しては、少ない金額でも分納するなど、本人が納付しようという方向へ持っていかないと、2年間黙っていたら時効だから払わなくてよいとなってしまうと、保険料が入らなくなって制度が維持できなくなってしまうので、それに対してのきめ細かさというのが大事だと思うが、金額の大小ではなくて払う意

思を持たせることに対しては、どのように考えているのか。

美甘福祉総務
課長

今お話いただいたとおりのことだと思います。対象の方が後期高齢者ということで御年寄りでございますので、健康に不安を抱えていましたり、これから先のことを考えるといろいろな不安のある方々だと思いますので、まずは、お話を聞かせていただいて、徴収の関係につきましても無理のないような形で話を進めていくことが基本ではないかと考えております。

大館委員

一般会計繰入金の額の算定方法については、県又は広域連合と同じ方法でやっているのか。

美甘福祉総務
課長

保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減の部分がございまして、そちらの方の4分の1を市が負担することになっておりますので、これを一般会計へ繰り入れるという形になっております。事務費繰入金につきましては、後期高齢者医療を実施していく上での市で負担する事務費分になります。保険料で入ってくる部分と事務をやっていく上での差額の部分が事務費として必要になってきますので、これを繰り入れるものであります。

大館委員

県下ではすべて同じ方法でやっているのか。

美甘福祉総務
課長

同じ方法でございます。

【質疑終結】

【意 見】

平井委員

後期高齢者医療制度の中に後期高齢者医療システム修正委託料について、当局の答弁では外国人住民に医療を受ける権利を保障するため台帳を制度化するというような答弁であったが、良く読み込んで見ますとこれは結局、住民基本台帳制度に外国人管理強化を持ち込むということと、外国人の住民基本台帳に記載する対象を限定し、それ以外の在留資格を有しない外国人を行政サービスなどから、排除する可能性があるということとで外国人の基本的な権利を保障しない可能性があることから反対いたします。加えて後期高齢者医療制度の滞納者についてですが自分で払っている方は年金もまともに支給されていない方が多い中で強制的な取り立てなどしないようにくれぐれも注意していただきたいことを申し添えて反対意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第15号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第9号「平成23年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

保健福祉部②所管部分（福祉総務課・生活福祉課・障害福祉課）

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

福祉総合オンラインシステム修正委託料には、住民基本台帳法改正に伴う外国人登録制度のシステム改正が含まれているということで良いか。

美甘福祉総務
課長

含まれております。

菅原委員

困窮家庭援護費について、これは年末の困窮家庭への支給なのか。

森田生活福祉
課長

年末の低所得世帯のいわゆるボーダーラインの方への援護費が含まれたものでございます。

菅原委員

困窮家庭援護費の申請場所はどこか。また、対象者にはどのようなアプローチをしているのか。

森田生活福祉
課長

基本的には民生委員から担当ケースの中で生活が大変な方、年越しが大変な方を抽出していただく形になります。市役所へ相談にこられた方の中

で大変な方についても、申請するような助言をさせていただきまして、直接申請していただく場合もあります。

菅原委員

ボーダーラインという話があったが、生活保護の申請を年末にして支給が決まるまでの間、このような制度の活用もあるのかと思うが、どのような基準でやっているのか。

森田生活福祉
課長

支給の基準につきましては、課税世帯、非課税世帯などの明確なものではなく基本的には民生委員が生活状況を把握する中で、生活が大変そうな方としております。こちらに相談した方の中で何らかの形での支援を必要とする方も支給する形となります。

安田委員

離職者住宅手当について、国等の補助はどのようになっているのか。

森田生活福祉
課長

この制度につきましては、国の10分の10負担となっており市の負担はございません。

安田委員

生活支援の部分について、ニュースなどによると、不正等をして支援をもらっている、もしくは第3者が絡んで路上生活者などを利用したりしているようだが、所沢市ではそのような事例はあるのか。

森田生活福祉課長 離職者住宅手当につきましては、基本的には6カ月間の限定の制度で生活保護の受給者の方とは別になりますので、この制度自体に今まで不正等が発覚したということはないと承知しておりますし、所沢市においてもございません。

内藤保健福祉部長 離職者住宅手当の関係でございますけど、スタートした時は国の10分の10負担でスタートしましたが、平成23年度予算については10分の10ですけれども県補助となっており、補助の中身が変わっております。それから、平成22年12月までの実績でございますけれども、126件相談がございまして申請が77件、この間には支給条件に合わないとか御本人の意向もございまして。結果的には126件の相談があり申請が77件で支給決定に至ったものは59件ということで、それなりの面接と審査を通じて決定しております。

安田委員 大事なことは、その後はどうやって復帰していくかだと思うが、その辺はどうなっているのか。

森田生活福祉課長 基本的には6カ月間の期間の中で仕事に就いていただくための支援はいたしますけれども、期限終了後につきましてはこの制度の終わりとともに支援も終了する形になります。ただし、仕事が見つからない方でこの制度の終了後、あるいは終了する前の段階で生活保護へ切替えて支援してい

くケースも何件かあります。

安田委員

支給決定に至ったものは59件とのことだが、その後に生活保護までいった方の割合と、6カ月の期間が終わるまでの間に就職ができた人数を伺いたい。

森田生活福祉
課長

この制度の中で、生活保護までいった方の人数ということですが、平成21年度中に対象となった方が34人いるのですが、この34人の中で生活保護になった方は6人と記憶しております。それ以外の方は仕事を見つけて自立した方や、その後、連絡のないままになっている方が相当数いるような状況です。

安田委員

生活保護となる前に支援で止めておこうという狙いがあると思うが、この制度に則った成果はあると認識しているのか。

森田生活福祉
課長

確実に成果が出ていると考えております。

小川委員

所沢市社会福祉協議会補助金について、地域福祉ということで各行政区ごとに色々な事業をやっているが、そこには社会福祉協議会から補助金はいくのか。

美甘福祉総務課長 所沢市社会福祉協議会補助金に関しましては、社会福祉協議会の14名の職員の人件費の補助金ということで、地域福祉に関することということでございますが、社会福祉協議会自体が地域福祉を進めるという業務を行っておりますので御理解いただければと考えております。

小川委員 14名分の人件費がこの補助金ということか。

美甘福祉総務課長 そのとおりです。

小川委員 地域福祉でやっている事業には、市から補助金が出ているのか。

美甘福祉総務課長 地域福祉コミュニティ推進事業の件だと思いますが、こちらについては平成22年度をもちましてすべての地区で事業が実施されたことから、平成23年度につきましては予算計上してございません。

平井委員 仮称総合福祉センター建設費の委託料については、5,000平米の土地の中に総合福祉センターを作ることだが、スケジュールがはっきりしていないので、何年までにどのような形で進むのか具体的に示してもらいたい。

美甘福祉総務
課長

スケジュールについての御質問でございますが、具体的には平成23年度中には基本計画を策定することを考えております。また、この基本計画を基に平成23年度中には市民の皆様にはパブリックコメント等を実施しまして意見を伺うとともに、関連しております障害者団体の皆様であるとか、さまざまな皆様がおられますので、これらの方々との個別のヒアリングなどを実施しながら、総合福祉センターの設計に反映させていくというように考えております。具体的には平成24年度に実施設計を行いまして、併せて既存の施設を解体、25年度からは工事に着手いたしまして、さまざまな手続きを慎重に重ねながら、27年度の供用開始を目指しております。

平井委員

福祉センターを作りたいという方々は10年前から運動されていて、やっと場所が見つかり期待に胸を弾ませているのだが、なぜこんなに時間がかかるのか。どのような福祉センターを作るかといった市の構想がないために揺れているような感じもするが、市としての認識は、このセンターは基本的には障害者福祉を含めた福祉の拠点であるということによるのか。

内藤保健福祉
部長

福祉の拠点ということで位置づけております。時間が掛かるとの指摘でございますけれども、逆に考えますと、出来上がるためには建設しないといけませんし、建設するためには建設の予算が必要ですし、建設の予算を

上げるためには設計が必要でございます。設計のためには設計の予算が必要でございます。どんな設計をするかという場合には基本的、具体的な詳細な計画が必要でございます。その辺を検討して議決していただいてやっていくとなりますと、市はいろんな開発や建設に関しては、市民の方々や建設業者にいろいろなことをお願いしております。そういったことを市自身がコンプライアンスの観点から遵守しなければなりませんので、そういった手続き等慎重にやっていきます。それに向けて取り組んでいます。そういう中で、敷地の状況の詳細な情報が国から譲与された時点でなかったということもございまして、今回これだけは事前の把握が必要ですのでお願いしたという経緯でございます。

大館委員

総合福祉センターについては、市役所移転後の跡地利用についての議論の時から既に話題になっているものの、急遽ここで出てきたというのは唐突な感じを受けるが、拠点施設を作ることについては、公共施設が中央部ないしその周辺に集中してしまうことになってしまう。先般、調べたところによると、市の公共施設の投資額というのは、所沢地域、新所沢地域、松井地域に集中している。それ以外の地域における公共施設への投資額については、山口地域が一番低くて10年間で2.4パーセント、三ヶ島地域、小手指地域よりも低い。そういったことを考えた場合に、今後、20数億円の予算がかかるのであれば、これから始まるまちづくりセンターなど、拠点施設でなく同じ福祉施設であれば、11の行政区の施設

に予算を分散して地域の拠点型施設に変えた方が良いと思う。現在の考え方には反対なのだが、どのような経過で決まったのか。

内藤保健福祉
部長

決して急になったということではございませんで、議会の中でも市長からも報告がございましたけれども、ある時期、旧庁舎の活用ということが俎上に上がりました。しかしながら耐震の工事、あるいは旧庁舎自体の寿命等を踏まえて投資と今後の経過を考えますと、その辺については断念してきたという経緯がございます。それから、この総合福祉センターにつきましては前市長の時代から取り組むということで、議会においても答弁されてきましたし、第4次の総合計画においても位置づけをして、敷地等の確保に向けて取り組んできた経緯がございます。そうしたことからいたしますと、決してここで突然出てきたということではないことについては御理解願いたいと思います。それから、私たちも身近なところで施設を利用させていただく、例えば、障害者の方が公民館や新しくできるまちづくりセンターも当然利用させていただくということは、ノーマライゼーションの観点から自明のことと考えております。しかしながら、高齢化が進む中でボランティアの方々も非常に高齢化しているという意味では、今後の超高齢化社会を担っていくうえで、ボランティアの育成、再構築も必要ですし、また、今は雇用関係も非常に複雑になっておりまして若者のニート化といえますか、自立しきれない事態があります。また、若者へのさまざまな支援ということも課題となっております。発達障害といったことが従前、障

害者福祉法、自立支援法から規定がなかったものがこの数年支援の対象となってきました。かつての答申をいただいて、さらに現在の福祉的課題を加味した形で各地区に成果が分散できるものとしての拠点ということで、通常の会議室の利用とかその他の機能をいろいろなところで活用できると思っております。これにつきましては中央ではないかということですが、そういう役割からいたしますと、ある程度、駅に近く、市の中央で至便性の高いところということで敷地を求めてきた経緯がございます。

大館委員

今話を聞いていても、総合福祉センターをどうするかという議論がなく、大枠の方向性が決まらないままに測量委託料を計上するというのは、総合福祉センター建設ありきということであり、これはおかしいと思う。また、部長が身障者の話をしたが、身障者が全部を使うわけではないので、身障者は別の方法で対応が考えられるのであって、こういったものについては、大きな箱物行政が批判されているのだから、どうやったら効果的な施設ができるかということの議論を深めてからでも決して遅くはないと思っているがどうか。

内藤保健福祉
部長

私どもからいたしますと、このことにつきましては、これまで建設懇話会の方々とのさまざまな議論、また報告をいただきまして第4次の総合計画に位置づけまして取り組んできたわけでございます。そして、具体的な着手につきましては、市民の方々や議員の方々、また幅広い中で御議論い

ただいた第5次総合計画前期基本計画を昨年12月に議会で御承認いただきましたけれども、その中にも位置づけをいたしまして取り組んできた経緯がございますので、御理解いただきたいと思えます。

安田委員

測量委託料については、保健福祉部から議案として出てきているが、総合福祉センターについては、複合施設を予定しているとのことであり、複合施設の目的がいくつかある中で、福祉センターという名称を入れなくても良いということが決まったとしたら、この測量委託料は他の施設を建てるための測量委託料として使えるという認識で良いのか。今後、福祉センターがここには作らないということがありえるのか。

内藤保健福祉
部長

複合施設である施設の中で、総合福祉センターを展開したいという考えがございます。これまでの庁内手続きや議論の中では、現在想定している場所で進めたいと思っております。なお、測量委託料につきましては、ある意味、埼玉県から譲与を受けた段階でまったく測量等がなされていなく土壌の基礎的なことがございますので、そういった意味では市の財産として確認するという、現時点の用途に関わらず必要なものがございます。ただ、私どものいたしましては総合福祉センター建設のための事前の調査という位置付けをしております。

安田委員 通常、測量したら今度は設計、建設ということになってくると思う。測量を認めるということは議会としても建設を認めるという認識で良いか。

内藤保健福祉
部長 議場でも申しましたように、この事業が27年度に供用開始ということで考えております。そうした観点から今回これをお願いしているわけですが、基本的な計画、細かい機能や役割等については美甘福祉総務課長が答弁いたしましたように、23年度のできるだけ早い時期に素案を確定しまして、しかるべき庁内手続きを経た上で議員の皆様方にも御報告して御意見をいただき、またパブリックコメントを行いまして正案に決定していきたいと思っています。

安田委員 この測量委託料を認めたら、総合福祉センター建設にも賛成というように捉えるのが通例だが、部長が言うようにこれは測量だけ認めて、建設については、ばらして良いのかというところを確認したい。

内藤保健福祉
部長 私どもからいたしますと、議場でも御報告いたしましたけれども長い議論がございまして、また場所が二転三転してきた経緯の中でやっておりますので、第5次総合計画前期基本計画の位置付けに基づいて、設置に向けて取り組んでいる一貫としてお願いしているものでございます。総合福祉センター建設に向けて、第5次総合計画前期基本計画に基づいて御提案させていただきますが、建設が叶うまでは、詳細な設計を御提示して議会の

議決も必要ですし、また解体しなければ次に進みませんし、最終的な建設費用もございますので、その都度、慎重な審議で御議決いただくことになっております。

石本委員

利用者の会と福祉センターをつくる会の間で意見の対立があったが、今回この予算が保健福祉部から出てきているということは、今後、利用者の会の窓口は総合政策部ではなく、保健福祉部が窓口となるという認識で良いか。

美甘福祉総務
課長

利用者の会の皆様とは一度懇談の場を設けさせていただきました。利用者の会の皆様については生涯学習センターの時代から、こちらの施設を活用していたという経緯がございます。また生涯学習センターの跡地利用の計画を総合政策部で策定しまして、そちらの方に福祉センターを建設するというので、今があるわけがございます。そういった経緯で総合政策部が窓口になって利用者の会とお話をしてきた経緯がございます。今現在は、保健福祉部もその話し合いにオブザーバー的に入りましてお話をさせていただいておりますが、利用者の会の方とのお話につきましては、今後とも総合政策部が入る中で保健福祉部も足並みを揃えながら対応していくという形で考えております。

石本委員

そこでどうして総合政策部が出てくるのかがわからない。先ほどの部長の回答だと、今回の測量を認めたら建設ありきという前提で話が動き出すとの認識である。日頃から所沢市の政策を見ていると、窓口を分散させて、たらい回しにしているようなケースがある。ここまではっきりとスケジュールが決まっていて、なぜ総合政策部が出てくるのかわからないので、その根拠について伺いたい。

内藤保健福祉
部長

一つには、保健福祉部以外の部も複数関わるので、調整機能が必要だということで総合政策部の関与を必要としております。もう一つは、生涯学習センターから中央公民館へ移り、利用者の方々が要求されて、議会での請願の採択を含めまして暫定的な利用をしてきたこともございまして、そのあたりの窓口をこれまで総合政策部で担ってきたということで、その2つのことから総合政策部と関係各部で連携して取り組んでいるということとでございます。

小川委員

一番初めは、青年の家として県から無料に近い形でいただいて、それを生涯学習センターとして使用した。その後、生涯学習センターは旧並木東小学校に移ったので、ここを市有地として売り払う計画であったが、利用者の会や総合福祉センターにしてほしいといった声があり、今回はこのようになっているが、耐震工事や改善をしてそのまま利用することは難しいのか。建設まで含めると23億ぐらいかかるようだが、そのあたりは検討

したのか。

美甘福祉総務
課長

青年の家につきましては、昭和47年から供用開始ということで築年数についてはかなりの年数を経ている状況がございます。そういった中で今回の総合福祉センターにつきましては、さまざまな機能を考えております。例えば、防災備蓄庫の関係などで災害が起きたときのことも考えますと、建物を補修しながら活用していくということは難しいとの判断の基で、今計画を進めているところでございます。

小川委員

川越市、日高市、入間市にも福祉センターがあり、所沢市は保健センターを作っているが、この3市には保健センターはないのか。また、3市には、保健センターと福祉センターの両方があるのか。

美甘福祉総務
課長

私も入間市の健康福祉センターを視察させていただきましたが、こちらについては保健センターが中に入っておりまして、所沢市の保健センター的な機能が福祉センターと一緒にっており、発達障害児の関係も行っている現状がございました。川越市の総合福祉センターに関しましては、平成7年に開館しているのですが、当時予算的にも恵まれていたこともあると思いますが、プール、体育室、機能回復訓練室など健康増進関係の施設なども併設されている状況もございました。日高市につきましては、平成9年に開館しておりまして、活動支援室、研修室、調理実習室ということ

で特にプール等ランニングコストがかかるような大きなものについては併設されておりません。

小川委員

川越市には保健センターはあるのか。

美甘福祉総務
課長

保健所がございまして、保健センターの役割は保健所が担っておりますので保健センターはございません。

岡田委員

測量して土地の評価もきちんとすると思うが、この土地については例えば売却とか福祉センターなのにプールがないとか色々な意見が出ているが、他の利用というのはあるのか。

内藤保健福祉
部長

市の公用地の取得利用検討委員会と政策会議等で、決定されておりますので、この内容で進めてまいりますけれども、先ほど申しあげましたように建設が叶うまでには、さまざまな議案を通してお願いすることがありますので、今回については事前の敷地調査等をしなければ具体的な計画を進めていく上で、基礎的な情報がございませんのでお願いするというものです。

安田委員

障害者就労支援委託料について、この予算で新たに起こす事業はあるか。

玉川障害福祉課長 平成23年度において、平成24年度からの障害者支援計画第2次計画の策定を予定しておりますが、当然その中にも就労支援の関係も盛り込むことになっております。今回お願いしております平成23年度予算では、新たにプラスアルファの事業は特に組んでおらず、金額の増額はありませんが、就労支援センターの充実も含めて、第2次計画において事業内容を見直していく方針でございます。

菅原委員 生活保護事務費について、生活保護世帯に対しての子供の就学支援や高校受験の為に学力指導などが、国からメニューとして出ていると思うが、所沢市の実施状況はどうなっているのか。

森田生活福祉課長 中学3年生の高校就学への支援、あるいは高校へ進学された方の中退等の防止の支援等につきましては、埼玉県が平成22年9月から開始しております生活保護受給者のチャレンジ事業というものがございます。その中のメニューの一つに中学3年生の高校就学を支援する事業が設けられておりまして、所沢市からも10人程度が参加しているという状況でございます。

菅原委員 この事業の日時などの周知方法や支援側の体制は、どのようになっているのか。

森田生活福祉
課長

毎週土曜日の午後2時から3時間程度、新座市の特別養護老人ホームの一角を借用して行っているところに所沢市からは参加しております。埼玉県から委託を受けている受託者については、子供、若者への支援等をボランティア的に行っている団体が委託を受けて実施しております。また、大学生等のボランティアも含めて指導していると聞いております。

菅原委員

自宅から会場まで通う交通費についてはどうなっているのか。また、この事業は生活保護の再生産を生まないという意味では、高校へ就学して就職へ結びつけて自立につながるということが非常に期待され制度であるが、新座市に行くのではなく所沢市で受託してサポートするということも考えたのか。

森田生活福祉
課長

まず交通費につきましては生活保護費の一時扶助の中に移送費というものがございまして、その中から申し出のあった場合には最低限のものを給付させていただいております。所沢市で実施することにつきましては、この事業は埼玉県の事業で昨年9月からの開始でございまして、会場等は埼玉県が指定しておりますので所沢市の意見は入っておりません。今後、所沢市を会場として実施できるかについては検討したいと考えております。

小川委員

社会保障生計調査事業について、従来の目的は都道府県、政令市、中核市が委託を受けて実施するものなのに、なぜ県から中核市でない所沢市が受ける形になったのか。

森田生活福祉
課長

厚生労働省から埼玉県が委託を受けたものですが、県の福祉事務所だけというわけにはいきませんので、県内でも大きい市ということで所沢、川口、新座の3市が対象として選定されたというものです。

石本委員

対象の6世帯は無作為抽出でなく、きちんと家計簿をつけてくれそうな方を対象とする認識で良いか。

森田生活福祉
課長

国の事業の条件といたしましては7つほど条件がございまして、例えば医療扶助だけを受けている世帯を除く、林業、漁業、その他の事業を営むもののいる世帯を除く、賄い付きの同居人のいる世帯を除くなどの条件がございまして。それ以外の世帯ということで所沢市の場合は6世帯を抽出させていただくわけですが、1年間調査を続けられそうな世帯に打診し、協力していただける世帯を埼玉県に報告する形になります。これについてはある程度担当者が毎月報告の際に調査票のチェックなどをいたしますので、1人の担当に偏りますと負担になりますので、1人の担当者につき1世帯という形で振り分けたいと考えております。

【議案第9号 保健福祉部所管部分②質疑終了】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時10分）

【説明員交代】

再 開（午前11時17分）

○ 議案第 2 1 号「所沢市老人福祉施設入所者に係る費用の徴収に関する
条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第 2 1 号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○ 議案第35号「所沢市介護給付費の返還の免除について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

菅原委員

返還を免除する2つの介護サービス事業者の代表取締役は同一とのことだが、その代表取締役が別の法人を作って、同じような事業を行うことはできないのか。

本橋介護保険
課長

この元代表取締役につきましては75歳と高齢のため、再建の意思はないということを確認しております。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第35号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○ 議案第14号「平成23年度所沢市介護保険特別会計予算」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

特定高齢者把握事業委託料について、事業の概要を伺いたい。

仲高齢者支援
課長

特定高齢者把握事業につきましては、65歳以上の方で要支援あるいは要介護の認定は受けていないけれども、放置すれば介護が必要となる高齢者を抽出して、介護予防事業につなげるものでございまして、平成22年度までは、生活機能評価という名称で事業を行っておりました。生活機能評価につきましては、昨年8月に国が要綱を改正いたしまして、それまでは医師の所見が必要とされておりましたが、これからは必ずしも医師の所見を必要としないということで、高齢者の方が評価を受けやすいように改正されました。これに伴い、所沢市でも生活機能評価に変えて、従来の25項目の基本チェックリストを加えたアンケート調査を行うものです。

平井委員

この事業の予算額はどのようにして決まるのか。

仲高齢者支援
課長

特定高齢者把握事業につきましては、地域支援事業でございますので、保険給付費から審査支払手数料を差し引いた金額の3%が上限とされております。ちなみに、これは介護予防事業に属しておりますので、地域支援事業の総体としては3%ですが、介護予防事業そのものは2%を超えな

いという上限がございますので、その上限の範囲内でこの事業が行われております。

平井委員

地域支援事業費の平成22年度と23年度の予算額を比較すると、1,866万3,000円の減となっているが、3%の上限ということでは、特定高齢者把握事業は全体の何%となるのか。

本橋介護保険
課長

地域支援事業費における介護予防事業の割合でございますが、地域支援事業としましては全体の2.3%でございますが、その中の介護予防事業としましては0.92%でございます。

平井委員

これからの介護保険というのは、介護保険を使う方が非常に限られてくることから、予防のための事業が非常に大事になってくると思うが、上限は3%なのに、なぜ2.3%なのか。

本橋介護保険
課長

こちらにつきましては、高齢者福祉計画推進会議による第4期の事業計画に基づいて予算を計上しておりますので、予算の金額を積み上げた結果が2.3%となったものでございます。

平井委員

予算の金額を積み上げたとのことだが、予算を拡充することはできるのか。

本橋介護保険
課長

第5期の事業計画を策定する中で検討してまいりたいと思います。

平井委員

ボランティア地域介護予防支援事業助成金について、お達者倶楽部事業への助成については、数年前から介護保険特別会計に含まれていると思うが、お達者倶楽部を利用する場合の基準はどのようなものなのか。

仲高齢者支援
課長

お達者倶楽部を実施する方につきましては、最低月2回以上の開催やボランティアの方が3人以上いるなどの基準はございますが、参加する側の高齢者の方につきましては、65歳以上の所沢市民の方を対象としているほか、特段の基準はございません。

平井委員

この助成金の額は5万円から15万円に増えたと思うが、どのような基準で助成金の額が決まるのか。

仲高齢者支援
課長

人数でございます。

平井委員

この助成金は、一人参加するごとに金額が増えるということなのか。

仲高齢者支援
課長 この助成金につきましては、5人から9人、10人から14人、15人から19人、20人以上という形で金額が決まります。

石本委員 救急医療情報キット導入事業について、議案資料では一人暮らし高齢者等を対象とし、希望者に配布するとなっているが、どのような形で希望者を募るのか。

仲高齢者支援
課長 基本的には民生委員を通じて要援護高齢者調査を6月から8月に実施する時に単身高齢者あるいは老老世帯の実態がわかりますので、対象者にチラシを配布していただくとともに、調査が終わった後の広報「ところざわ」9月号でさらに周知していきたいと考えております。

石本委員 一人暮らしの高齢者には認知症の方もいらっしゃると思う。そうすると、本人は救急医療情報キットを希望できないこともあると思うが、その場合にはどうするのか。

仲高齢者支援
課長 救急医療情報キットにつきましては、緊急通報システムと同様に、希望者だけではなく、必要とされる方にも配布したいと思っております。地域包括支援センターや民生委員の活動の中で、救急医療情報キットを必要とする単身高齢者を把握していらっしゃると思いますので、初年度は2,000個ではございますが、そのような方々に対し優先的に配布してまいり

たいと考えております。

大館委員

地域包括支援センター委託料について、委託料の積算方法はどうなっているのか。

仲高齢者支援
課長

地域包括支援センターは、保健師あるいは経験のある看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3職種が必置でございますが、事務量が增大しておりますので、臨時的な事務職員を1名加えた4名以上の体制で運営しております。委託料につきましては、平成21年度から23年度までは事業計画で位置づけられておりまして同額でございますが、平成20年度における36歳の保健師の年収を基に算定しております。

大館委員

委託料が妥当かどうかについては、どのように判断しているのか。

仲高齢者支援
課長

地域包括支援センター委託料につきましては、他市の状況を勘案すると同時に、高齢者福祉計画推進会議に諮っております。その後は予算案となりますので議会で審議していただいております。

大館委員

当市の委託料は、他市と比べてどうなっているのか。

仲高齢者支援
課長 当市の委託料につきましては、1センターあたり1,850万円でございます。この金額は運営費のみで、この他に介護予防事業における加算分がございます。例えば、虐待など処遇困難な場合や地域ケア会議などの地域のネットワーク会議を開催する場合には加算されます。他市の委託料と比較しますと、飯能市では2,100万円、川越市1,850万円、狭山市では1,900万円ということで、他市に近い金額となっております。

大館委員 所沢市の委託料は、他市と比べて比較的高く設定されているのか。

仲高齢者支援
課長 吏員数としては同じ必置の数でございますが、相談件数等は他市と比べて多くなっておりますので、若干安いのかなと思います。

石本委員 現在、保健師を確保するのが難しいと聞いているが、地域包括支援センターにおける保健師の離職率はどのようになっているのか。

仲高齢者支援
課長 保健師については引く手あまたとなっており、地域包括支援センターでなくても他に働くところが多くございます。現在、市内には地域包括支援センターが14ヶ所設置しておりますが、その中で保健師は6名となっており、その他は経験のある看護師という状況でございます。

平井委員

介護保険給付費準備基金繰入金について、所沢市では基金を使って保険料を値上げしないようにしてきたと思うが、平成23年度の残高は、毎年積み上げられたことによって8億9,000万円とのことである。来年度に保険料の見直しと第5期の事業計画が策定されており、これだけ基金残高があるのだから、今後は、どのぐらい繰り入れる予定なのか。

本橋介護保険
課長

基金の残高をいくら取り崩すということにつきましては、第5期の高齢者保健福祉計画推進会議に諮りまして、介護保険給付費がどの程度かかるのかという将来的な見込みも含めまして、検討してまいりたいと考えております。

平井委員

推進会議の委員にお金のことを言っても、市民にはわかりづらいと思う。事業計画は基本的には事務局が作ると思うので、事務局の判断が非常に重要である。何でも値上がりしていて、また介護保険料を払えない方も増えている中で、所沢市では、介護保険サービスの利用料の助成はあまり使われておらず、保険料の減免も難しいということなので、基金を繰り入れて保険料を引き下げたいと思うがどうか。

本橋介護保険
課長

基金の取り崩しの額をいくらにするのかにつきましては、新聞報道で次期の介護保険料が全国平均で5,000円を上回るとのことですが、現在実態調査を行っておりますので、保険料に対する負担感の意見も踏まえる

など、検討してまいりたいと思います。

石本委員

基金の残高は川越市や狭山市と比べてどうなのか。

本橋介護保険

川越市とは大きな差はないと聞いております。狭山市は金額が若干下が

課長

りますが、割合からすると狭山市の方が多という話を聞いております。

石本委員

介護保険特別会計は年々予算が増えていると思うが、例えば100億円の予算で5億円の基金を積み立てるのと、150億円の予算で7億円の基金を積み立てるのでは、予算に対しての基金残高の割合は下がることになる。そのような予算に対しての基金残高の目安はあるのか。

本橋介護保険

特に目安というものはございません。事業計画は基金の積み立てを想定して策定しておりません。結果として基金に積み立てられたものでございます。

課長

【質疑終結】

【意見】

平井委員

所沢市の基金残高は、現在8億9,000万円ということから、次期の事業計画については多くの方々の負担軽減を考えて、できるだけ多く基金から繰り入れて、保険料を引き下げること努力していただきたいという

ことを申し添えて賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第14号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第9号「平成23年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分
保健福祉部③所管部分（福祉総務課・高齢者福祉課・介護保険課・亀鶴
園）

【補足説明】

内藤保健福祉
部長 先程の質疑について、福祉総務課長から補足説明をいたさせます。

美甘福祉総務
課長 先程の仮称総合福祉センター建設費に関する質疑の件でございますが、
川越市の保健所と保健センターは、それぞれ別のところがございます。

【質 疑】

菅原委員 健康診断補助金について、人間ドック検診料を助成することで自己負担
額はいくらになるのか。

美甘福祉総務
課長 人間ドック検診料の助成につきましては、1日コースでは検診料3万
6,750円に対しまして助成額が1万6,000円ございまして、検
診料から補助額を差し引いた自己負担額は2万750円となります。半日
コースでは検診料1万7,314円に対しまして助成額が1万1,000
円ございまして、自己負担額は6,314円となります。

菅原委員 人間ドックの助成を受けるための条件や申し込み方法はどうか。
るのか。

美甘福祉総務 助成の対象者につきましては、受診日に埼玉県後期高齢者医療制度の被
課長 保険者であり、所沢市に住所がある方、今年度において他の制度で人間ド
ックの助成を受けていない方、保険料を滞納していない方でございます。
申し込み方法につきましては、人間ドックの受診場所である市民医療セ
ンターに直接電話をしていただいて、受診日を予約していただくことにな
ります。

菅原委員 この助成は市民医療センターしか使えないのか。また、市民医療センタ
ーに申し込めば自動的に助成が適用されるのか。

美甘福祉総務 市民医療センターに申請していただきますと、問診票や検診セットが対
課長 象者に郵送されます。その後、市民医療センターから福祉総務課に対して
補助の申請がございます。なお、助成の対象とならない場合のみ福祉総務
課から連絡をさせていただくような形になっております。実際には、人間
ドックの受診日当日に、検診料から補助額を差し引いた額を会計の窓口で
お支払いしていただくような形になっております。

菅原委員 他の医療機関では助成を受けることができるのか。また、過去3年間の実績について伺いたい。

美甘福祉総務課長 人間ドックの受診につきましては、市民医療センターのみとなっております。また、過去の受診状況につきましては、平成20年度は被保険者数が23,587人に対しまして、受診者数が121人で受診率は0.5%でございます。21年度は被保険者数が24,922人に対しまして、受診者数が207人で受診率は0.8%となっております。22年度は被保険者数が26,449人に対しまして、受診者数が251人で受診率は0.9%となっております。

菅原委員 この助成金についての周知は、保険証の郵送時などで行っているのか。

美甘福祉総務課長 郵送時にご案内は同封しておりません。周知の方法につきましては、広報「ところざわ」や市ホームページを介しまして、市民の皆様に周知しております。

小川委員 はり・マッサージ施術費補助金については、事業仕分けで廃止と判定されているが、過去3年間の利用数と予算額はどのようになっているのか。

美甘福祉総務
課長

過去3年間の利用状況につきましては、平成20年度につきましては、延べ人数が4,498人、延べ件数が8,626件、決算額が690万800円でございます。平成21年度につきましては、延べ人数が4,870人、延べ件数が9,270件、決算額が574万1,400円でございます。平成22年度につきましては、23年1月申請分まででございますが、延べ人数が3,693人、延べ件数が7,089件、決算額が425万3,400円という状況でございます。

小川委員

過去の利用状況を踏まえて、今後はどのように考えているのか。

美甘福祉総務
課長

事業仕分けでは、仕分け人から目的効果が不明確という指摘がございまして、不要という判定結果をいただきました。これを受けまして、保健福祉部といたしましても、事業の見直しあるいは他の施策への移行も含めまして、実際には、今年度実施の「所沢市高齢者福祉介護実態調査」においてアンケート調査をさせていただいております。このアンケート調査につきましては、3月末には調査結果のとりまとめがございしますが、高齢者一般調査あるいは介護者の方への調査、要支援あるいは要介護の高齢者の方々への調査を実施させていただきまして、はり・マッサージに対するニーズ、介護されている方のはり・マッサージに関する考え方などを確認させていただいた上で、平成24年度につきましては事業の廃止、あるいは介護予防事業など、ほかの事業への転換等の可能性も含めまして、多少お

時間をいただきながら検証させていただき、新たな対応を検討させていただきたいと考えております。

久保田委員

新聞報道では、埼玉県は全国で一番針灸にかかっているとのことだが、今後については、その点も含めて検討するのか。

美甘福祉総務
課長

はり・マッサージにつきましては、さまざまな効果があるということで、医療機関では治らなかった症状が改善されたということもお聞きしております。そのような効果があることから、はり・マッサージの事業者の皆さんのご協力をいただきながら、はり・マッサージの周知等も含めまして、さまざまな角度から事業のあり方を考えていきたいと考えております。

大館委員

今回の高齢者福祉介護実態調査は、はり・マッサージに限った調査ということなのか。

仲高齢者支援
課長

それは実態調査の一部でございます。

大館委員

後期高齢者の人間ドックについて、実態調査では、人間ドックを受診した人と受診しなかった人の医療費などは検証しているのか。

美甘福祉総務
課長

そのような検証については行っておりません。

大館委員

人間ドックを受けた人が早期発見でよくなったとか、同年代の人の医療費を比較するなど検証すると、人間ドック受診の効果が出てくると思うが、その辺の実態調査を行う予定はあるのか。

美甘福祉総務
課長

受診の結果につきましては、個人のプライバシーに関わる部分もごさいますので、難しい一面もございますが、研究してまいりたいと考えております。

菅原委員

老人ホーム入所判定委員会委員謝礼について、この委員会は亀鶴園の入所判定を行うということなのか。

仲高齢者支援
課長

亀鶴園及び市外の養護老人ホームの入所判定を行うものでございます。

菅原委員

判定委員の中には亀鶴園長が入っていると思うが、亀鶴園が民間に指定管理されることによって、民間人の園長が委員に入ることなのか。委員の構成はどうなるのか。

仲高齢者支援
課長 現在の委員の構成につきましては、医師が2名、保健所長、亀鶴園長、
高齢者支援課の担当次長の5名で編成しております。来年度につきましては
は、亀鶴園長は指定管理側の方になりますので、保健センター長など別の
方で対応してまいりたいと考えております。

菅原委員 社団法人所沢市シルバー人材センター補助金について、補助金が今年度
より増額されているが、今年度予算にあった福祉家事援助補助金がなくな
っているのはなぜか。

仲高齢者支援
課長 所沢市シルバー人材センター補助金と福祉家事援助事業費補助金につ
きましては、事業仕分けの指摘を受けて統合したものでございます。した
がしまして、22年度における2つの補助金を足しますと、23年度のシ
ルバー人材センター補助金とほぼ同額となるものでございます。

菅原委員 福祉家事援助については、シルバー人材センターだけが行っていた事業
なのか。

仲高齢者支援
課長 そのとおりです。

久保田委員 公衆浴場利用料金補助金について、市内にこのような施設は何箇所あつて、何人が利用しているのか。

仲高齢者支援課長 公衆浴場利用料金補助金につきましては、対象施設は2箇所でございます。平成22年12月末までの今年度の利用状況につきましては、沢の湯が延べ利用で1,202人、弘法の湯が延べ利用で1,716人でございます。

大館委員 単位長生クラブ補助金について、長生クラブは各行政区の連合ではなく、それぞれの長生クラブに補助するという事でよいか。

仲高齢者支援課長 そのとおりです。

大館委員 補助の対象団体はいくつあるのか。

仲高齢者支援課長 平成22年度の実績では、89団体でございます。

大館委員 それぞれの長生クラブに補助する金額は同じなのか。

仲高齢者支援 課長	会員数に応じて補助の金額が異なります。
久保田委員	敬老行事交付金については、今後どのような形で進めていくのか。
仲高齢者支援 課長	敬老会については、各行政区の自治連合会の会長が委員となっている敬老会行事検討委員会で検討しておりまして、この委員会で2年がかりで変更を決定しまして、75歳と80歳の方のみに統一祝い品を贈呈するという形になりました。したがって、委員会では、今後2年から3年は同様の様式で開催しようということになっております。
菅原委員	所沢市老人ホーム亀鶴園管理委託料について、来年度から指定管理者に移行するが、移行の仕方については、職員がすべて入れ替わることになるかと思う。そうすると、お年寄りには環境や相手をする人が変わると一気に症状が進んだり、状態が悪くなるということも考えなければならないと思うが、職員はどのように入れ替わっていくのか。
小林亀鶴園長	2月から引継ぎ業務を実施しております。2月中は、事務、支援、調理など4名の新しい法人のリーダーとなる方々に来ていただきました。3月からは、直接的なケアや看護業務などに入っていただきます。ケアワーカーが5名、調理が5名来ていただき、それぞれの責任者を中心に施設を動

かしていただくこととなります。

菅原委員

引継ぎ業務が始まっている中で、入所者からどのような声を聞いているのか。

小林亀鶴園長

引継ぎ業務につきましては、入所者が不安にならないようにすることを第一に進めてまいりました。利用者の方には、年4回ほどの懇談会がございますので、この中で進捗状況等は常時説明しております。昨年12月に開きました懇談会では、指定管理者となる法人について説明したところですが、それに対する利用者からのご意見は特にございませんでした。

菅原委員

高齢者が対象の施設なので、指定管理者制度を認知するまでには時間がかかると思う。職員がすべていなくなって、今までとは違う人が来ることによって、利用者が寂しくなるなどの問題は出ていないのか。

内藤保健福祉
部長

現在、夜間の管理については法人に委託しておりますが、結果としてその法人が指定管理者となるということですので、夜間の相談に対するお世話などをするスタッフは、引き続き同じ法人に雇用されることになり、かなりの方々が現場に残ると伺っております。また、現在、臨時職員で働いている市の職員も、希望する方については同じ法人で継続して働けるような打診が示されまして、希望する方については個別に雇用についての相談

が始まっておりますことから、全員が入れ替わるという事態はないと考えております

菅原委員

市の臨時職員で希望する方は、法人で働けるような打診が示されたとのことだが、時給などの労働条件は現在とまったく同じとなるのか。これまでの経験給の分とかは考慮されるのか。

内藤保健福祉
部長

当事者間の労使の雇用契約でございますので、円滑に話し合いが進んでいると伺っております。

【議案第9号 保健福祉部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午後0時5分）

【説明員交代】

再 開（午後1時5分）

○ 議案第20号「所沢市助産施設及び母子生活支援施設入所者に係る費用の徴収に関する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

菅原委員

料金表の別表が付いていないのはなぜか。

二上こども支援課長

当条例は、本文中に国の基準をそのまま用いる旨を規定しておりますので、別表は設けておりません。

菅原委員

国からの通知をそのまま準用しているとのことだが、料金の設定については、国の通知があるから条例には載せないということなのか。

二上こども支援課長

そのとおりです。なお、助産施設及び母子生活支援施設入所者に係る費用の徴収につきましては、過去3年間において該当するケースはございません。

菅原委員

使われることが非常に少ないとのことだが、利用料金の設定は国が行っているのか。また、何らかの手段で利用料金を知ることはできるのか。

二上こども支援課長

徴収額につきましては、生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯あるいは課税世帯等の区分によって、負担する額が国から決められ

ております。また、条例制定後は、徴収額一覧表を窓口に備え付ける予定
です。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第20号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○ 議案第28号「所沢市保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

第6条では、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」となっているが、必要な事項というのはどのようなものがあるのか。また、条例化するにあたって、保育料以外の項目は規則に残すのか。

石川保育課長

規則で定める事項については、申し込みの手続、保育の実施の期間、保育の実施の解除、保育料の決定通知の関係などです。また、今回の条例改正は保育料に関する部分を載せたということでございます。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第28号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第29号「所沢市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

菅原委員

児童館はどのような法律に則っていて、どのような施設なのか。

増田 青少年課
長

児童館は児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、児童福祉施設として設置しているものでございます。

菅原委員

児童館では、地域に密着した事業などは行っているのか。

増田 青少年課
長

各館によってその事業は異なりますが、例えば地域組織活動や季節ごとのお祭りなどを通じて、地域と連携を図っております。

菅原委員

指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドラインでは、公募によらない場合の中に、小規模の施設や地域に密着した施設など、指定管理者を特定することが必要と認められる場合とあるが、地域に密着した事業を行っていて児童福祉法で定められた社会福祉施設であるにもかかわらず、一般的な公募を行うというのは、どのような考え方によるものなのか。

増田 青少年課
長
児童館では、地域に密着した事業のほかに、0歳から18歳未満までの幅広い年齢の不特定多数の利用者を対象として、多くの事業を実施しております。

平井委員
みどり児童館については、コミュニティセンターの中にある児童館と新所沢公民館にある生活クラブを指定管理するということであり、子どもたちが多くて大変だということで2つの施設に分かれるということだが、児童館運営協議会では、大方の委員が指定管理することに危惧を表明している。そのような中で、早急に条例や予算が出てきたことに対しては突発的な感じがするのだが、これまでの経過について伺いたい。

増田 青少年課
長
市の民間委託化推進計画の中では、児童館の民間委託化の計画は平成21年度、22年度と計画されていましたが、21年度に計画の見直しを行い、みどり児童館の複合施設移転に合わせて導入することとしたものでございます。

平井委員
議案質疑では、児童館を利用する子どもの減少を一番の原因として挙げているが、それはどのようなことから減少と言えるのか。

増田 青少年課
長
過去数年の利用人数が減少傾向にあるということでございます。その理由としましては、児童の減少もありますが、放課後児童対策事業、いわゆる

る生活クラブを児童館で行っており、その利用者数が増加したことが要因の一つであるということも想定されております。

平井委員

生活クラブと児童館に来る子どもたちのタイプは違うと思う。働いている方の子どもたちは生活クラブに、家庭にいらっしゃる方の子どもたちは児童館に来ることから、それぞれの施設ではニーズが異なるので、そのような意味では児童の減少は当たらないと思う。また、共働きの家庭が増えたことにより、児童館のニーズも非常に増えていると思うので、子どもの減少と言われても、私たちとしてはニーズが増えているのに、なぜ指定管理するのか。また、生活クラブを有料にしたことも利用者減少の大きな要因の一つだと思うが、その点についてはどのように考えているのか。

増田 青少年課
長

生活クラブの有料化につきましては、平成17年度に答申を受けまして、18年度から有料化しております。利用者の減少につきましては、利用者数の推移で申し上げますと、18年度から有料といたしまして、全体の利用者数については、18年度が25万1,821人に対して、19年度は23万7,209人、21年度は20万6,230人と減少しております。この理由としては、児童館の事業は生活クラブ以外に一般来館もございまして、生活クラブの児童数が全体で500人弱となっており、それ以外の方が一般来館ということになります。その一般来館者のご利用が年々減少しているという状況でございます。生活クラブの利用者につつま

しては、ここ数年で増加しておりますので、有料になったからということではないと思います。

平井委員

児童館については乳幼児が減っているとのことだが、大きな子どもがいると、小さな子どもが入り込めないこともあると聞いており、そのようなことが原因だと現場から声が上がっている。

菅原委員

児童館運営協議会から所沢市の児童館の方向性について答申が出ており、児童館にかかるビジョンの明確化が喫緊の課題となっているということが盛り込まれているが、いきなり指定管理者とするのではなく、児童館や生活クラブは、子どもが放課後ただ過ごす場所と言うよりは生活の場であると思うし、地域に開かれた活動と一般来館の問題も合わせて、児童館をどのようにしていこうと思っているのか。

増田 青少年課
長

今後の児童館運営のあり方については、答申の中で5点ほど提言をいただいております。現在、放課後児童対策としての児童館の役割や乳幼児や放課後の子どもたちの居場所など、5項目の提言については、今後児童館を運営するにあたって、特に配慮していただきたいというのが趣旨であると思っております。

菅原委員

指定管理者にする理由は、子どもの減少や他市がやっているからということだが、児童館をどのようにしていこうという考え方もないままに、民間に投げることに關しては、私は危惧を感じるのだが、どのように思っているのか。また、他市を参考にすることだが、草加市では遊園地などのアミューズメント施設を經營している会社が児童館の指定管理者となり、児童館に来る子どもたちに施設の無料券や割引券を配って、会社の經營を潤わせるための手段として子どもを預かっているようなケースもある。そのような自治体を参考にしても、私は子どものためにはならないと思うし、企業による営利目的の活動を公の施設で援助するような形になりかねないと思うのだが、その点についてはどのように対処するのか。

増田青少年課
長

この制度を導入するにあたりましては、民間のノウハウを活用して、子どもの居場所や子育ての拠点をより望まれる児童館を目指してサービスの向上を図るという目的を考えております。また、児童館運営協議会の方からも民間活力の導入にあたってのご意見をいただいておりますので、ただ今のご意見も踏まえまして、そのようにならないように仕様書に盛り込んで選定していきたいと考えております。

大館委員

指定管理者制度の導入により、具体的にはどのようなサービスが向上し、経費がどのように縮減できるのか。

増田 青少年課
長

サービスの向上につきましては、これまで休館日となっております日曜日、祝日、祭日の開館を基本的には行ってまいります。月1回及び年末、年始は準備日として休館をいたしますが、それ以外の日曜、祝日を開館してまいります。経費の縮減につきましては、おおよそ1館あたり1,000万円程度の縮減を見込んでおります。

石本委員

今回の条例改正により、生活クラブの保育料月額6,000円は変わらないということなのか。

増田 青少年課
長

変わらずにやっていく予定でございます。

石本委員

児童クラブの保育料と生活クラブの保育料に料金の差が生じている。今までは市民に対して市が直営していると言えたが、今後、指定管理者制度を導入すると、市民に対してどのように答えるのか。

増田 青少年課
長

保育料の不均衡につきましては、小学校区における児童クラブと生活クラブの設置状況などについての不均衡も含めて、課題としては認識しております。児童館運営協議会による答申あるいは放課後こども健全育成基本方針策定委員会における審議でも、保育料等の不均衡あるいはより密接な連携が課題となっております。基本方針の中の事業として位置づけました

放課後3事業連携等推進事業につきましては、平成23年度から検討を行い、児童館の指定管理者制度の導入が完了する27年までには具体的な方策を定めていきたいと考えております。

小川委員

児童館に指定管理者制度を導入している川口市、狭山市の児童館数及び指定管理の状況について伺いたい。

増田青少年課
長

川口市は児童センターが3館で、全館が指定管理者となっております。
狭山市は児童館が4館で、全館が指定管理者でございます。

小川委員

学校給食で民間委託する時には、お母さんたちから子どもたちの給食はどうなるのかという心配があったが、1学校あたり1,000万円を縮減し、自校給食が進んだことで子どもたちにとっても喜ばれている。児童館でも1館あたり1,000万円を縮減するとのことだが、この使い道についてはどうするのか。

守谷子ども未
来部次長

縮減額につきましては、担当する業務を充実していきたいというような気持ちは当然持っておりますが、市全体の問題となりますので、縮減されたから、そのすべてを児童館に使えるのかということについては非常に難しいものと理解しております。

平井委員

指定管理によるメリットは、日曜日の開館や1,000万円の縮減とのことだが、日曜日の開館は、職員のローテーションで直営でもできるし、縮減額の中には、指定管理者制度によって人件費が減っていく、つまり働く方々の給料が下がることを意味していると思う。所沢市の児童館がなぜ良くなっているのかというと、継続的に子どもたちと連携しながら職員が頑張っているからである。そのような中で、指定管理者制度に変更した児童館と直営の児童館はどのように連携していくのか。市は指定管理者に移行することにより、偽造請負をやろうとしていると思うが、どのように考えているのか。

増田青少年課
長

連携につきましては、現在でも各館の館長が集まって、月に1回館長会議を行っておりまして、その中に出席していただきながら連携を継続していきたいと考えております。

平井委員

生活クラブが指定管理者に移行すると、指定管理者によっては保育料が値上げされる場合があり、地域ごとに格差が広がると思うがどうか。

増田青少年課
長

保育料を変更する場合には児童館運営協議会に諮問しますが、保育料は条例で決められておりますので、生活クラブの間で料金が異なるということにはならないものと考えます。

平井委員

指定管理を受けた業者としては、何らかの余剰金を出さなければいけないので、どこに頼るかと言えば、保育料を上げるしかないと思う。そのような仕組みが指定管理者制度だと思うし、しかもその中で働く人々の給料はどんどん下げられてしまうという悪循環の中で、所沢市の児童館運営が行われるということの認識はあるのか。

増田 青少年課
長

委託料については、積算を適正に行い、そのようなことのないように選定してまいりたいと考えております。

守谷 こども未
来部次長

保育料につきましては、現在条例で規定されておりますので、見直す場合には、当然条例改正を経なければなりません。現段階において保育料を変更する予定はございません。

久保田委員

経費を縮減することのことだが、その主なものについて伺いたい。

増田 青少年課
長

経費の縮減については、主なものとしては人件費でございます。

菅原委員

指定管理者制度に移行している川口市と狭山市の児童館は、所沢市のような保育機能を持つような児童館なのか。企業は営利活動を目的としているので、利潤を追求しなければならない。そうすると経費削減という面で

は、非常に厳しいものが求められるし、経常経費が減らなければ人件費を減らすしかないので、保育の質が担保できなくなると思うが、その点についてはどのように考えているのか。児童館は、子どもが遊びに来る場所だけではなく、子どもを育む生活の場である。保育園の民間委託や指定管理者では、保育者が変わってしまったということで全国的に訴訟が起きており、自治体側が負けている例も多いと思うが、その点はどのように対応するのか。

増田 青少年課
長

専門性につきましては、専門性を持った法人を選定し、保育の質を確保していきたいと考えております。

守谷 こども未
来部次長

保育園に係る訴訟の関係でございますが、保育園と児童館とは異なるものと考えております。

平井委員

指定管理者制度の導入及び運用に関するガイドラインの中で、児童館は児童福祉法に基づく福祉施設であるとの答弁があった。また、ガイドラインでも示されているように非公募ということでやったらどうかということについては、他の自治体も移行しているということだったが、今回の条例改正は、ガイドラインを超えて、何か違ったことを行うという大きな転換であり、それを自分たちの解釈で公募することについては積然としないものがあるが、いつからそうなったのか。継続性が特に必要な社会

福祉施設等で、現受託団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合など、公募によらない方法がガイドラインにはあるのに公募をしてしまうというのは、それはいつ頃から変更したのか。

守谷 ことも未
来部次長

このガイドラインにつきましては、若干改定はしておりますが、指定管理者制度ができた段階で作っております。その中で、福祉施設等につきましては非公募の部分があり、指定管理者制度ができる前から、改正前の地方自治法に基づいて委託している団体あるいは施設に適用されております。児童館は現在、直営でございますし、非公募で導入する場合、どこを指定するのかという問題も出てまいります。

平井委員

今回の公募は、NPOや企業も入ってくるのか。

増田 青少年課
長

子ども育成に係わっている実績を持つ社会福祉法人、学校法人、NPOなどの団体にも積極的に働きかけていきたいと考えております。

菅原委員

狭山市や川口市の児童館では、所沢市のように保育機能を有しているのか、児童館だけの管理なのか。

増田 青少年課
長

現在確認できる範囲では、いわゆる生活クラブの機能はございません。

石本委員

第一と第二がある児童クラブでは、別々の法人等が運営しているケースがあるが、学童クラブを委託している法人等が生活クラブの指定管理者となった場合には、施設ごとに保育料が異なるということもあるのか。

守谷 こども未
来部次長

児童館の生活クラブにつきましては、児童館設置及び管理条例に基づいて設置されているものでございますので、生活クラブ事業の保育料は条例で規定されている6,000円でございます。

【質疑終結】

【意 見】

平井委員

議案第29号の児童館設置及び管理条例の一部改正については、先程の質疑の中からも、指定管理者にするとしても、市としてのきちんとしたガイドラインが必要だと思います。例えば、これから初めて指定管理をするにしても、福祉施設は非公募にして、きちんとしたノウハウを持っているところとか、そういったガイドラインを作るべきだと思います。生活クラブそのものは子どもたちが生活したり、育ったりする大事な子どもの育ちの問題でもあるので、今後企業が入りこんで競争原理にさらすようなことは許されないとします。今後の検討課題がたくさんある中で、早急に児童

館を指定管理にすることに対しては反対します。

小川委員

議案第29号について、賛成の立場から意見を申し上げます。他市の児童館の指定管理が進んでいる中で、当市も市民サービスの向上と経費削減を図るということで、今回も目に見える形では日曜日、祝日・祭日も開館するという事は、利用者の増加につながる施策だと思います。私も広報「ところざわ」に、「児童館へ行こう」というのを掲載していただきたいということをお願いしておりまして、昨年から掲載していただいており、児童館でどのような行事をやっているのかについては、なかなか皆さんにわからなかったのですが、段々と見えるようになってきました。このようにもっと民間で創意工夫されて、行政サービスが向上するように、引継ぎの時にしっかりとやっていただいて、市民の皆様が本当に利用しやすいような児童館にしていきたいということで賛成します。

久保田委員

今回の条例改正で、市民サービスの向上あるいは経費の縮減については、今最も求められているものでありますし、それらを含めて今後も精力的にサービスの向上が図られるように推進していただくことをお願いしまして賛成します。

【意見終結】

【採 決】

議案第29号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきも
のと決する。

○ 議案第30号「所沢市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

菅原委員

10月から子ども医療費無料化の対象年齢を拡大することだが、4月から出来なかった理由は何か。

二上こども支援課長

議会でご議決いただいた後に、早速事務に取りかかるわけですが、実施にあたっては、関係機関との調整や市民への周知などが必要となります。4月からの実施ですと、そのいとまがないということで、10月からとさせていただきます。

菅原委員

いとまがないということだが、なぜ10月の実施となったのか。4月から実施する自治体とは何が違うのか。

二上こども支援課長

他市の状況につきまして、具体的なことまでは把握していませんが、当市におきましては、昨年10月に助成対象を小学3年生まで拡大いたしましたので、今回の拡大は1年後の平成23年10月からということで設定させていただきます。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第30号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○ 議案第9号「平成23年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

こども未来部所管部分

【補足説明】 な し

【質 疑】

菅原委員

指定管理者選定委員会外部委員報酬について、今回はみどり児童館の関
係と保育園の再指定の関係の2件を審査するという事なのか。

二上こども支

そのとおりです。

援課長

菅原委員

今回の選定委員会のメンバー構成はどのように考えているのか。

二上こども支

選定委員会の委員につきましては、指定管理者選定委員会要綱に基づい
て、内部委員につきましてはこども未来部次長、総合政策部次長、財務部
次長の3名となっております。外部委員につきましては、公認会計士及び
税理士から1名、弁護士及び司法書士から1名、その他2名につきましては
は大学教授や福祉経験者などの知識経験者等から選定したいと考えてお
ります。

援課長

菅原委員

法務では弁護士や司法書士、経理では税理士や公認会計士ということだ
と思うが、その方々は各団体から選出していただくのか。また、知識経験

者等で利用者を選定することはあるのか。

二上こども支援課長 公認会計士、税理士、弁護士、司法書士につきましては、各協会の方に推薦をお願いしまして、その方を委嘱いたします。知識経験者につきましては、指定管理者制度の導入運用に関するガイドラインを基に選考していきたいと考えております。

平井委員 保育園等運営審議会委員報酬について、審議会では保育料の値上げの問題を諮問しているが、その答申の時期などについては、どのようなスケジュールとなっているのか。

石川保育課長 保育園等運営審議会につきましては、保育料のあり方について諮問させていただいておりますが、スケジュールにつきましては、審議会の中でお話いただいているところですので、事務局としましては、答申の時期等のスケジュールについては申し上げられない状況でございます。

平井委員 審議に時間がかかれば、答申の時期を延ばすということもあるのか。

石川保育課長 審議の進捗状況に応じて対応したいと思っております。

【議案第9号 こども未来部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午後2時1分）

【説明員交代】

再 開（午後2時10分）

○議案第9号 「平成23年度所沢市一般会計予算当委員会所管部分」
(教育委員会前半 教育総務課・教育施設課・学校教育課・教育センター・視聴覚センター)

【補足説明】 な し

【質 疑】

久保田委員 学び改善プロジェクト推進モデル校研究委託料について、事業の概要をもう少し詳しく伺いたい。

平塚学校教育
部次長 学び改善プロジェクト推進モデル校研究委託でございますが、確かな学力向上のために、市内48校を3年間に分けまして、学力向上に係わる研究実践をしていただくというものです。例えば、先生方が講師をお呼びして研修会を開いたり、授業研究に指導者をお呼びしたり、研究のための資料を購入したり、夏休み等に学習支援員等を配置するなど、さまざまな形で学力の向上につながるような研究実践に取り組んでいただく事業です。

小川委員 中学生海外派遣事業委託料について、生徒の負担をもう少し軽減していただきたいのだが、この事業には何名の職員が付き添うのか。また、付き添う職員の個人負担はあるのか。

平塚学校教育
部次長

今回、中学生1人当たりの個人負担は、15万5,000円程度となります。宝くじの補助金等がなくなった関係で、個人負担につきましては、5万円程度だったものが15万円程度となってしまうということで、補助率は下がってしまいますが、人数等を調整しましても、バス代などの変わらない経費がございますので、実質的に自己負担を軽減するのは難しい状況でございます。今後は業者とのやり取りや現地での行程等の工夫等を検討しまして、対応していきたいと思っております。

引率職員につきましては、学校教育部次長兼学校教育課長、担当の指導主事、英語関係の教員または指導主事、養護関係の教員または指導主事の4名でございます。職員の旅費については4人分で93万円程度となっており、基本的には自己負担はございません。

安田委員

安全安心対策推進員報酬及び教育指導費の謝礼について、3名分のことですが、どのようなところで活動するのか。

平塚学校教育
部次長

安全安心対策推進員につきましては、市長を本部長とする安全安心な学校と地域づくり推進本部の事務局が学校教育課内にごさしまして、通常は学校教育課の健やか輝き支援室に出勤いたします。その後は学校などを訪問したり、相談等に対応するため、生涯学習推進センターの教育臨床エリアにあります。

安田委員

安全安心な学校と地域づくり推進本部の支部の活動は、まちづくりセンターなどコミュニティに関する庁内の横断的な機能との連携はあるのか。安全安心対策推進員は、庁内の横断的な機能とは関係なく独自に活動するものなのか。

平塚学校教育
部次長

安全安心な学校と地域づくり推進支部の活動につきましては、不審者による事故防止、交通事故防止、非行問題行動等に対する要望など、子どもたちを中心に考えておりますので、学校が基本的には中心となりますが、支部の組織には自治会や防犯協会、交通安全協会、民生委員、児童委員、交番など、さまざまな関係団体が入っておりますので、地域全体の大きな枠組みの中の一つにはなると思いますが、子どもたちを中心にした取り組みということで、関係団体と連携していく必要があると思います。コミュニティに関する庁内の横断的な機能との関係につきましては、今後さらに研究していく必要があるかと思えます。

安田委員

まちづくりセンターの設置は、各地域にあるNPOや各種団体を一つに束ねて、地域の地域力を高めていこうということだと思うが、安全安心対策推進員については、まちづくりセンターなどとは別に、子どものための組織だから独立しているような存在なのか。

平塚学校教育
部次長

現在、支部会議は、学校からの情報提供や関係機関との情報交換という形で行われておりますが、その事務局を担当する推進員は、実際には子どもたちに係わる地域のさまざまな状況に対して、地域での巡回や関係団体の方との連絡調整を図っておりますので、当然全く別個のものということはないわけですが、さまざまな関わりの調整につきましては今後の検討課題と思います。

安田委員

安全安心対策推進員は3人しかいないが、支部の会議は大きな組織なので、一方で地域をまとめるという政策がありながら、子どもだけは別の形で地域の方に協力してくださいということになると、ちぐはぐなまちづくりになってしまうと思うので、今後の課題については、庁内で議論していただけるのか。

平塚学校教育
部次長

安全安心な学校と地域づくり推進本部の重点課題につきましては、挨拶、交通事故防止、地域行事への参加や交流がありますが、そのような点につきましても、各支部で重点にして活動してもらえるようにしております。そのような意味では、まったく別々の活動というわけではなく、支部の活動でも地域に出ていくという事は行っております。ただ、さまざまな枠組みをどのように位置付けていくのかについては検討課題であると思います。

大館委員

放課後支援事業費について、臨時職員はどのような経歴の人が採用されるのか。

平塚学校教育
部次長

放課後支援事業につきましては、今年度10校で実施しておりまして、実際に子どもたちの放課後の安全安心な居場所づくりということで活動しているわけですが、そのスタッフにつきましては、保護者、地域でさまざまな活動をされている団体の方、自治会の方など、運営委員会の方で募集しまして、実際に仕事をしていただいております。

小川委員

平成23年度は3校を予定しているとのことだが、どの学校を予定しているのか。また、今後の計画については決まっているのか。

平塚学校教育
部次長

放課後支援事業につきましては、今のところは未定でございますが、各地区の情報を集めましたところ、西富小学校、美原小学校、和田小学校などが候補に挙がっております。ただ、候補の学校につきましては、支援するスタッフの人的な問題、施設などの物的な問題、また、ほうかごところは地域立ということから地域の協力が必要ですので、なかなか計画どおりに進めるのは難しい状況ではございますが、状況を十分把握しながら、検討してまいりたいと思います。

小川委員	臨時職員賃金の中には、予定されている学校の分は入っていないということなのか。
平塚学校教育 部次長	現在実施しております10校の分でございますが、予定の分は入っておりません。
平井委員	小学校運営費の消耗品費について、毎年減額となっているが、この消耗品費は各学校にまとめて配分しているのか。
北教育総務課 長	消耗品費につきましては、一部を小学校に配分している金額もございますが、それ以外は、教育総務課で予算を持っておりまして、各学校からの要求を受けて物品を購入し、各学校に渡しているような形となっております。
平井委員	この費用は、学校の窓ガラスが壊れたとき、あるいは植木を剪定する時に使うものなのか。
北教育総務課 長	例えば、窓ガラスが割れた時には施設の方の予算から支出いたします。
平井委員	消耗品は学校に一括して交付しているということなのか。

北教育総務課 消耗品費につきましては、一旦学校の方におもだったものを配分いたし
長 まして、学校の方から必要なものを要求していただいて、教育総務課から
契約課を通じて購入するということになっております。

平井委員 各小学校に平均どのぐらいの予算を渡しているのか。

北教育総務課 消耗品費につきましては、事務用消耗品と事業用消耗品に分かれており
長 ます。この金額を合算したものが消耗品費でございます。事務用消耗品に
つきましては1校につき50万円、事務用消耗品につきましては、教育活
動用消耗品が1校につき140万円、清掃用具や保健・医薬品などの施設
管理用消耗品が1校につき50万円、コンピュータ関連の消耗品が1校に
つき21万円となっております。

大館委員 植木剪定作業委託料について、ある市民から市役所北側のイチョウ並木
は整えた剪定をしているが、中央中学校では樹木を伐採しており、樹木を
大切にすることから、伐採方法について教育委員会と話し合っ
て欲しいという声が届いているのだが、樹木の伐採については、市の方から指
示を行っているのか。

田中教育施設 学校の樹木の剪定につきましては、ほとんどが近隣の方の要望や苦情に
担当参事 よるものでございまして、本来であれば計画的に実施したいところす

が、予算の関係上、そのように対応せざるをえない状況でございます。したがって、枯葉が落ちて来て困っている、信号が見えないなど、さまざまな苦情がございますので、それに対応した形で剪定しております。その際には、学校や苦情をお寄せいただいた方ともよく話をしながら、強剪定とするのか、あるいは弱剪定とするのかという話し合いをし、また、付近の状況や他の学校を勘案いたしまして、剪定については実施しているところでございます。

大館委員

この樹木の伐採については、住民の意見も分かれていることが多く、落ち葉があるから邪魔であると地主と話し合っただけで伐採してもらったら、なぜ樹木を切るのかという別の声が出てくるので、さまざまな市民の声に配慮しながら伐採を進めていただきたい。

菅原委員

防犯カメラ設置工事について、来年度はどの学校に設置するのか。

田中教育施設
担当参事

平成23年度につきましては、泉小学校及び小手指小学校を予定しております。

小川委員

防犯カメラの設置はどこまで進んだのか。

田中教育施設
担当参事

防犯カメラにつきましては、平成16年度から毎年2校ずつ設置しております。23年度が完了いたしますと16校の設置が完了いたします。したがって、32校の小学校の半分に防犯カメラを設置することになります。

石本委員

防犯カメラはどのような基準で設置するのか。

田中教育施設
担当参事

当初は以前に不審者侵入事件が起きた学校や繁華街に近い学校を優先的に設置してきましたが、現在はそのようなところは設置済みですので、多様な状況を勘案しながら設置する学校を決定し、工事を進めてまいります。

久保田委員

すべての学校に防犯カメラを設置するのか。

田中教育施設
担当参事

当面は小学校を計画しております。中学校につきましては現時点における計画はございません。すべての小学校に防犯カメラを設置するには、あと7年から8年かかりますので、その間、中学校にどうしても必要であるということになれば、その時点で検討することになります。

菅原委員

要保護及び準要保護児童就学援助費について、昨年度よりも増額となっているが、就学援助を受けている児童数の変動はどのようになっているの

か。

北教育総務課
長

小学校費につきましては、対前年比1.1%増の予算で計算しております。中学校費につきましては、対前年比6.3%増の予算で計算しております。

平井委員

消耗品費は年々減ってきており、小学校の校長先生からは、事務用品の補充が困難であり、子どもたちのために十分な量は使えないという話を聞いているが、必要なものはきちんと購入できるような体制が取れているということなのか。

北教育総務課
長

今回、小学校運営費の方で、主に予算が減額した理由といたしましては、平成22年度には更新のため計上しておりましたガス漏れ警報器が約180万円、AEDのパッドが約100万円の合計約280万円が純粋に昨年度予算より減ったものでございます。それ以外に減った分といたしましては、消耗品費につきましては、市予算の全体を見ましても、経常経費はかなり削減しておりますので、減額をお願いしているということでございます。

【議案第9号教育委員会当委員会所管部分前半質疑終了】

【意見・採決保留】

休 憩（午後2時40分）

【説明員交代】

再 開（午後2時46分）

○議案第24号「所沢市立所沢図書館設置条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

議場でも指定管理者制度は本館機能の強化というようなことを言っており、山寄教育総務部長は専門的、複合的レファレンスをするると答弁をされていた。専門的、複合的レファレンスと一般的レファレンスとの違いはどのようなものなのか。

斉藤図書館長

一般的レファレンスにつきましては、本館と分館に係らず、窓口業務等の簡単なレファレンスのことを指しております。専門的、複合的レファレンスは、かなり多くの図書情報やインターネット、データベースを使って調べていかなければならない情報です。

石本委員

分館では専門的レファレンスができないということなのか。

斉藤図書館長

分館におきましてもそれぞれ図書司書がおり、一定のレファレンスは受けることができます。ただし、専門的な図書が少ないということもありますので、そうしたときは本館の専門の者が引き継いでいくということになります。

菅原委員

そうすると、分館に行ったときに専門的なレファレンスを受けたいとなると、本館へ行ってくださいということになるのか。また、本館と分館の職員の中で指示が出てしまうと指定管理者制度に大きな問題が生じてしまうと思うが、いかがか。

斉藤図書館長

分館で受けた場合は本館へ行ってくださいということはありません。現在でも、問い合わせの内容につきまして、さらに詳しく調べるということで、分館から本館に依頼し、調査後、本館又は分館から利用者への回答を行っている状況です。

大館委員

条例化に至った背景、どのような形で指定管理者制度が必要となってきたのか伺いたい。

斉藤図書館長

条例化に至った経緯ですが、現在では図書館にさまざまな事項が求められています。生涯学習社会や高度情報化社会の進展、少子高齢化、あるいは団塊の世代の方が地域に戻ってこられて、さまざまな問い合わせがごさいます。その中におきまして、図書館を利用される方が多いのは間違いありません。所沢図書館におきましても年間50万人に150万冊の本をご利用いただいております。そうした中、身近な相談やレファレンスの問い合わせが増加しており、図書館全体として司書を中心に全体のレベルアップを図っていきたいと考えています。県内でも所沢市は本館、分館が多く、

今後は、分館の優秀な職員を本館に集め、レファレンスを的確に行い、レベルを上げていくことを考えています。そうした場合に分館が手薄になりますが、地域に一番親しまれている分館のレベルを下げるわけにはいきませんが、現在はレベルが上がってきている民間の力を借りて、各分館の一定のサービスを落とさない、さらに向上できるようなサービスを行っていきたいと考えております。

大館委員

指定管理者制度の導入によって市民にとっては具体的にどのようなメリットが考えられるのか。

斉藤図書館長

一番のメリットとしては祝日の開館があげられます。現在本館は開館していますが、分館は開館しておりません。それと合わせまして平成24年に開館します新所沢分館は駅から近く利便性がよいところでございますので、午後9時まで開館し、多くの市民の皆さんにご利用いただきたいと考えています。また、図書館では子どもの読書活動推進計画を進めています。なかなか親子で図書館に来る時間がないという方にも、今後は来ていただくと考えております。民間の方はいろいろところで経験をされていますので、指定管理者制度を導入することで、さまざまなサービスを展開していただけるのではないかと、一定のレベルを持ったサービスがさらに提供していけるかと期待しているところです。

大館委員

経費の面はどのようになっているのか。

斉藤図書館長

同じサービスを行うには経費はできるだけ安く済むようにしたい、さらによりよいサービスを求めていくことを考え、試算した中では、現在よりも少ない経費で運営ができるということになっています。

小川委員

職員体制について、現在本館は正規職員が22名で、各分館が2名から4名、臨時職員や再任用職員を合わせると95名が所沢市図書館に従事している。司書資格を持っている職員はどのぐらいいるのか。また、臨時職員を採用する場合は採用基準があるものなのか。職員の異動状況も伺いたい。

斉藤図書館長

平成22年度について、正規職員は再任用職員を含めて39名がおり、そのうちの21名が司書資格を持っています。嘱託職員は5名のうち4名が司書資格を持っています。臨時職員は55パーセントの方が司書資格を持っています、全体では56.7パーセントの所持率となっています。臨時職員の採用基準については、概ね6年前から司書資格を持っている方を採用条件としまして公募をさせていただいております。職員の人事異動については、別の部署からの異動も当然ありますし、司書についてはできるだけ図書館に配属していただくようお願いをしております。また、新規採用職員で司書資格を持っている方の多くは図書館に配属されておま

す。

小川委員

もし指定管理になった場合は、そうした臨時職員を優先的に業者に採用してもらような条件を付けていただけるのか。

斉藤図書館長

業務要求水準書の項目の中で、条件を付していきたいと考えております。

石本委員

現在の本館の職員である16名は異動するということになるのか。もし分館の職員が本館に異動せずに、本館がそのままということであれば、現在よりもレベルアップするということは考えられない。

山寄教育総務
部長

議案質疑で御答弁をさせていただきましたのは、各分館は少人数で運営をしているために、どうしても経験のある職員の配置に努めているということです。従って、全員がそうした方ではないということですから、必ずしも分館の職員と本館の職員を入れ替えるということではなく、図書館のノウハウを継続、蓄積をしていくという意味では、ベテランの方と若い方が同じフロアの中で研修も業務を通じてできるのではないかと思います。

安田委員

一括で指定管理になった場合、各分館の職員16名はどこに行くのかということと、分館における臨時職員数は29名だが、この中からどれぐら

いの方が指定管理に移行できるイメージなのか。

山寄教育総務
部長

今回は本館機能の強化のために、今までの仕事の進め方をもう一度見直してみる必要があります。本館の体制を確立したうえで、分館の経験豊富な司書職はなるべく本館に配属し力を発揮していただきたいと思いき、それ以外の資格を持っていない職員につきましては、適材適所の観点からも他のセクションに異動となるのではないかと考えています。また、臨時職員については、業務要求水準書や仕様書の中に、最大限、ご本人が希望すれば雇用していただくよう努めるものとするような条件を付して公募したいと考えます。

安田委員

そうすると本館の正規職員は最大でどのぐらいの人数になるのか。また、臨時職員については、どの程度の方が大丈夫となるのか。

山寄教育総務
部長

本館の業務がまだ固まっておりませんので、お答えできる段階ではありません。ただし、30名という人数は想定をしておらず、現状の人数プラス数名、なるべく現状の中で業務の割り振りを考えながらやっていければと思います。臨時職員につきましては、民間事業者においても分館で経験していることは即戦力になりますので、一人、二人といったレベルではなく、希望される方は全員入っていただきたいと思っております。しかし、あくまでも公正な選定になりますので、こちらとしては最大限といった表

現をさせていただきました。

久保田委員

図書館における蔵書の紛失件数の推移を伺いたい。

斉藤図書館長

平成20年度の状況ですと1年間で概ね2,700冊が不明になっています。不明後、5年間の経過しますと発見が不可能と判断し、蔵書の中から削除する件数です。

久保田委員

2週間の貸し出し期間を過ぎると、どのような対応をとっているのか。

斉藤図書館長

2週間の貸し出し期間を過ぎますと、3カ月の時点で督促を行っていますが、平成22年6月からは、2週間を経過して、さらに30日間を超えた段階で新たな貸し出しを行っていません。

平井委員

図書館の指定管理者制度の導入は、基本的な合意を取らないままに進めてしまったということに、議会からも、市民からも怒りの声が上がっていると思う。民主的な手続きをするにあたって、計画案で1月の教育委員会で可決されて、その後、図書館協議会に報告されたということでは、図書館法の第14条第2項には「図書館協議会は図書館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館方針につき、館長に対して意見を述べる機関とする」ということで、教育委員会にかける前に、図書館長

が図書館協議会に諮問を行う手順が必要である。これを行わないままに突然こうした形で出てきた背景について、教育長はどのように考えているのか。以前の保育園民営化の問題でもこうしたことが問われて凍結がなされたという経緯があるが、この教訓を考えた場合は、よっぽど教育委員会は肝に銘じて民主的な手続きをするということが第一だと思う。

佐藤教育長

平成23年1月に分館職員と図書館協議会の皆さまにご説明をしております。その後、2月15日に図書館協議会を開催しまして協議をしていただいております。私どもとしましては万全の方策という形にはならないですけれども、図書館協議会からのご意見を十分に受け止めていると考えています。

平井委員

教育長は平成21年12月定例会において、図書館の長期計画については、図書館協議会への諮問も含めて協議していきたいということと、長期的な視野に立った図書館運営を作るということで一館ずつ順次進めたいと答弁をされている。答弁との矛盾についての責任はどのように取るのか。

佐藤教育長

計画では図書館の本館につきましては職員で、分館につきましては年次で少しずつ指定管理にしていくといった計画が前にもございましたけれども、今回は図書に関する新しい要望がございますので、このたびの計画

をすることによって市民の希望に応えられるといったことと、やはり歯止めをかけなくてはいけなかった蔵書の問題についても解決ができるという事です。

平井委員

教育委員会から出てきた管理運営計画書には、一番のターゲットは業務の管理運営、すなわち経費の削減にターゲットを絞ることになる。その最大の要素は人件費削減であるということがちゃんと書いてある。先ほどからいろいろと答弁があるが、基本的には人件費を削減することが目的で指定管理者制度を導入するものである。なぜ記載事項と違うことを答弁するのか。

佐藤教育長

議場でも部長がご答弁いたしましたとおり、この方法を取りますけれども、市民の方々に喜んでいただけるような所沢の図書館を作っていくことの流れの一環であることは間違いないことですので、年次を追って一館ずつという方針からは変わりましたが、よりよいものを求めることで特段の矛盾はないと考えています。

平井委員

市民が一番利用するのは分館である。本館ばかりに専門職を置くことは理解できないが、どのように考えているのか。

山寄教育総務
部長

平成21年度に8か所、平成22年度は4か所の視察を行い、民間事業者の質の高いサービスの提供が認識できました。臨時職員については、一所懸命やっただいておりますが、熱意のある方もずっと臨時職員のままです。民間に移りますと、熱意と能力があれば、場合によると副責任者や将来的には正社員の登用といった道も開けるわけですから、確実にモチベーションは高まると思います。そうした意味でも図書館の職員レベルは上がっていくと認識しています。

石本委員

スケジュール案を見ると、1月上旬に指定管理者への移行について主旨決裁、条例改正案の提出、教育委員会での計画案の審議、可決となっている。確認したいのは、主旨決裁を行ったのは市長なのか、教育長なのか。市長だとすれば市長が勝手に決めたということになるし、教育長であれば教育委員会に諮る前に事前に決裁をしたということになる。

斉藤図書館長

教育委員会教育長を経由して市長が決裁を行いました。

石本委員

今まで、教育委員会の議案において、市長が先に決裁を行った後に教育委員会にかけていくという手続きを踏んだことはあるのか。

山寄教育総務
部長

民間委託化推進計画（平成22年改訂版）の中に本館は直営とし、分館は指定管理という基本的な方針を定めた上で、平成22年度中に基本的な

考え方を示しますとして、市の計画である民間委託化推進計画の中で掲げています。従って、指定管理につきましても、当然教育長を経まして最終的には市長に行ったという経緯でございます。

石本委員

そうは言っても、最初に決裁をしたのは市長だという認識でよいのか。

山寄教育総務
部長

方針を決めましたのは教育長です。確かに教育委員会に諮る前に市長の決裁はいただいておりますが、あくまでも教育委員会事務局の意思として、民間委託化推進計画に基づいた基本的な考えを示す主旨決裁ということです。

菅原委員

民間委託化推進計画に掲げていても、まずは諮問を行っているのではありませんか。児童館の指定管理についても児童館運営協議会に諮問を行っている。図書館は図書館法に位置付けがあるにも係わらず、諮問をせずに決定をした最大の原因は何か。

斉藤図書館長

指定管理を含めた民間委託という内容でしたので、さまざまな情報を集める中で指定管理者制度を検討してきた経緯があります。本年度から実施している窓口委託の状況、さらにその先を見据えて検討した中で手続きを行ったものです。

菅原委員

児童館運営協議会に諮問をした児童館と諮問も行わずに進めてしまう、そこに手続きの瑕疵はないのか。

佐藤教育長

教育委員会といたしましては、月を追ってご説明してきていることでご理解をいただけたと考えております。

小川委員

制度が変更される時に市民の皆さんが不安を抱くことは当たり前のことである。図書館に借りたい本が揃っているということが一番うれしいことであり、探している本があった喜びは、図書館に来てよかったと思う瞬間である。本が揃っていなければ図書館に行ってもがっかりしてしまう。そうした観点から、ただ人件費を削減するというだけでなく、縮減できた財源をどのように配分していくのが重要である。指定管理者制度になったことで、振り分けられる予算として蔵書に対する費用、学校図書館に行く費用を具体的に伺いたい。

斉藤図書館長

図書館といたしましては応分の予算をいただきたいと考えています。平成23年度の当初予算でも5,000万円をお願いしておりますが、新たに平成24年度にオープンする図書館に対しては約1,300万円を予定しています。今後もしっかりと予算を確保しながら市民に提供をしていくとともに、子どもの読書推進計画に基づき、学校図書の充実にもあてていきたいと教育委員会では考えております。

大館委員	条例改正についての起案はどこが部署が行ったのか。
齊藤図書館長	図書館で行いました。
大館委員	図書館から教育長を経て、その後に市長が決裁を行ったということか。
齊藤図書館長	そのとおりです。
菅原委員	全国的に見て、指定管理者制度を直営に戻した自治体の実態は把握しているのか。
山寄教育総務 部長	指定管理者制度の発足当時に3例ほどあるように聞いております。それについては大きく二つの原因がございます。一つ目は、経費の削減が声高に叫ばれた結果、行政としては効率性のみを追求していきました。二つ目は参入してくる事業者の質の問題です。図書館業務に十分な実績、ノウハウがないままに公募をしてきたものです。一方では効率性を求めるために低い指定管理料で、一方では図書館業務の経験のない事業者が参入してきたことにより、結果的に直営に戻ってしまったケースがあります。反省点は認識をしております、人件費相当についても臨時職員並みの賃金の推計で積算しています。少なくとも効率性のみではなく、まず質をきちんと担保した上でサービスを向上させていくといった視点からの指定管理者

制度の導入を考えています。

菅原委員

図書館のサービスは単に利用者数や開館時間数の増加といった量的なものだけでは測れないと思う。量で測れないサービスについてはどのように考えるのか。

山寄教育総務
部長

私が考えますのは、一つは専門的なレファレンスがあると思います。それから本を直接手に取って見る選書の作業です。また、お話し会や朗読会などの事業の企画も重要だと思いますし、今後は学校との連携を行って、ブックトークのような活動を市内均一に広げていければよいと思います。

平井委員

図書館協議会としては館長に意見を言う場がないと思うが、その対応はどのようにしたのか。

斉藤図書館長

図書館協議会の各委員に対しては状況と今後進めていくことを個々に説明させていただいた後に、2月の図書館協議会でご意見をいただきました。また、過去の図書館協議会においても指定管理者制度についての説明はしております。

平井委員

個々に説明をするということは聞いたことがない。本会議場で山寄教育総務部長は、4月の図書館運営協議会にも諮ると言いながら、議会は議決

をしているということになっている。こうしたあり方が議場から怒りの声が出る。手続きを踏んでこそ、議会であり、教育委員会である。図書館長はなぜ委員個々に説明をしたのか。

斉藤図書館長

個々にというのは経緯をご説明したもので、その後の図書館協議会でご意見をいただいたものです。

平井委員

委員には説明をただけで、協議会を開催していないということを答弁された。4月に再度開催して説明を行わないと手続きとしてはいけないことを自覚しているものなのか。

斉藤図書館長

2月15日に図書館協議会は開催をしております。

平井委員

4月に開催される図書館協議会で十分に周知を行ってから、6月定例会に議案を提案しても遅くないのではないか。

山寄教育総務
部長

計画については昨年末まで職員により十分検討いたしました。年明けに、分館の職員と図書館協議会委員に素案を説明いたしましたが、これは当日に突然出してもすぐにご意見はいただけないと思い、事前に内容をご説明いたしますので、当日までにご意見等がありましたらまとめてご発言くださいといった説明であり、2月15日の図書館協議会に正式に議題と

して諮りました。今後は、議会や市民からもさまざまなご意見をいただきましたので、こうしたことも含めて4月の図書館協議会ではご意見をいただく機会を早急に設けていきたいと考えています。

小川委員

児童館の指定管理の場合は1,000万円の削減ということを伺ったが、今回はどのぐらいの削減額であり、指定管理に対する費用と蔵書を含めた運営管理費を具体的に伺いたい。

斉藤図書館長

人件費につきましては2,000万円から3,000万円の削減を試算しております。指定管理に関する費用につきましては、今後の選定に係わりますので、現時点では申し上げられません。

菅原委員

スケジュールの中で図書館協議会からご意見を伺う、ディスカッションをする場はあるのか。

斉藤図書館長

今後も図書館協議会の中でご意見を伺いたいと思います。

安田委員

一点目として、議案資料には図書館分館の指定管理をスケジュール的には一括で行くとの記述があるが、議案には一括の記述がないということを確認したい。二点目として、スケジュールは図書館協議会で確認をされているのか。三点目として、平成24年4月1日までに条例を一部改正した

り、一括の指定管理を見直したりする可能性はあるのか。

齊藤図書館長

一点目につきましては、平成24年4月1日施行ということでお願いをしておりますので、一括で進めていきたいと考えております。

山寄教育総務
部長

一点目につきましては、そのとおりでございます。二点目につきましては、2月15日にご意見を伺ったところ、図書館のサービスの質は落とさないといったご意見はいただきましたが、その他は特段ありませんでしたので、ご提案した部分についてはご了解をいただけたと思っています。三点目につきましては、人事管理の問題や財源の確保については、行政の責任でやらしていただき、図書館協議会を始め、市民からのご意見は長期計画を策定する中でしっかりと図書購入費も確保し、財政基盤を整えた上でご議論をいただけるものと考えております。

石本委員

スケジュールを見ると、4月の中旬には指定管理者の公募を行い、5月の中旬に業務説明会と施設見学会の開催となっている。少なくとも5月中旬までにはビジョンを決めておかないと、応募をしてくる業者も所沢市の図書館が何を求めているのか分からないと思う。図書館協議会を開催し、5月中旬までにビジョンを作るということでよいのか。

齊藤図書館長

大きな枠での将来的なビジョンであり、必要性は認識しておりますが、指定管理者制度を導入するにあたりましての基本的な指針は、早急に作っていきたいと思います。

石本委員

指定管理者の公募を行うに際して、ビジョンはないということか。

山寄教育総務
部長

ないということではありません。図書館の運営基本方針がベースとなつていきますが、図書館のビジョンというのはかなりいろいろな肉付けが必要だと思います。まず基盤を整備してその上で実効性のある計画を作っていただきたいという主旨です。その中では夢や将来のあるべき姿を語っていただいてもよいですが、現段階では行政の責任の枠の中で実現性のある計画を作っていきたいということです。

平井委員

ここで休憩として、協議会の開催をお願いしたい。

岡田委員長

協議会を開催することでよいか。（委員了承）

休 憩 午後 3 時 5 0 分

（休憩中に協議会を開催する。）

再 開 午後 4 時 5 分

【質疑終結】

【意見】

大館委員

2年後には人口減少時代に突入する当市におきましては、行政の各分野での事務事業を大胆に見直し、高齢化社会に年々増加をしていく義務的経費の財源を確保していかなければなりません。今回、図書館が指定管理者制度に移行することによって、先ほどの説明でも、サービスの低下をきたすことなく、なおかつ、軽費の節減が可能となることを勘案すれば、本図書館設置条例については賛成せざるを得ません。

平井委員

議案第24号について意見を申し上げます。1点目に図書館の指定管理については民主的な手続きを踏んでいないということと、市民への十分な説明がなく、所沢図書館協議会にも諮問がなかったということです。すでに資料には議会でも可決されていたという議会軽視の問題があります。3点目として、軽費を削減することによって蔵書が増えるということですが、本会議場での財務部長の答弁にもあったように、その担保もないということもわかりました。さらに4点目として、高度な情報化社会に対応するためにも図書館や家庭など、協力し合って読書を進めるためには専門知識を持つ職員がいて継続する事業であり、指定管理者制度のもとでは望めないものであります。最後に、図書館の流通センターの石井会長が次のようなことを言っています。「図書館業務について、地域住民が自立し、豊かになるための援助機関である。自治体は図書館の隆盛が遠回りしながら税金を上げるという認識を持つべきで、目先の予算削減に目を奪われる

自治体の見識が問われる。自立した住民か、右へならえの住民か、自治体の首長はどちらの住民に期待するのか。それにより図書館のあり方が変わる」というように、この方は図書館を指定管理者にするとほとんどが行くそうですが、その本人がこのように指摘している問題を私たちとしては賛成するわけにはいきません。以上をもって反対といたします。

小川委員

議案第24号に賛成の立場から意見を申し上げます。先ほどからいろいろと議論した中で、厳しい財政状況のもと、限られた予算の中で図書館の管理運営を行うためには、これまでのように図書購入費等の削減を図っているだけでは、図書館本来の設置目的からは大きく逸脱してしまうと思います。市民の図書館の利用は年々増加しており、図書の貸し出し数も増加する中で、市民のニーズに応えるには、蔵書の確保に努めなければならないと思います。このようなことから指定管理をすることで、経常経費の縮減で図書の充実を図ることは望ましいことだと思います。市民の皆様が心配されていることは、制度が変わることによって、指定管理者制度になって業務も図書の蔵書の件も全ての面に対して市民の皆様には喜ばしい結果にならないと、今回の指定管理はなじまないという、おっしゃっているとおりになりますので、所沢図書館協議会も開催していただくということで、その中でもしっかりと議論をしていただきたい。市民の皆様から、午後7時までの開館や月曜日の開館などの要望をいろいろと聞いております。今回は午後7時、午後9時までといった分館も出ましたけれども、

今回指定管理者制度になることによって市民サービスの向上になるように、また、こども図書活動推進も今までどおりきちんとできるようにしていただきたいということを申し添えまして、賛成の意見とさせていただきます。

久保田委員

議案第24号に賛成の立場から意見を申し上げます。市民の学習機会の広がりや生涯学習意欲の高まりとともに、図書館の休日開館や閉館時間の延長など、利用サービスの向上を図ることが求められています。また、図書の収集は図書館サービスの基本となるものであり、読書や情報を求める市民に対して幅広い蔵書構成と提供能力の向上が不可欠となっています。図書館分館の管理運営に指定管理者制度を導入することによって、経常経費の縮減をはかり、サービスの向上や図書購入費の確保により、図書館の機能と役割を十分果たしていくことは行政責任であると考えます。しかし、市民の皆様に丁寧にこのことを説明していただくことが最も重要であります。このような観点から、この条例制定により図書館機能の充実が図られることを期待し、賛成といたします。

【意見終結】

安田委員

無記名投票による採決をお願いしたい。

【無記名投票の採決】

議案第24号については、全会一致、無記名投票すべきものと決する。

休 憩 午後4時7分

再 開 午後4時15分

【採 決】

投票総数 7票

そのうち、

有効投票 6票

無効投票 1票

無効投票中、

白票 1票

有効投票中、

賛成 4票

反対 2票

よって、議案第24号については、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第27号「所沢市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第27号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

○議案第9号「平成23年度所沢市一般会計予算当委員会所管部分」

(教育委員会後半 教育総務課・社会教育課・スポーツ振興課・文化財
保護課・生涯学習推進センター・図書館・保健給食課)

【補足説明】 な し

【質 疑】

菅原委員 図書館運営費の1節報酬、コード32指定管理者選定委員会外部委員報酬について、委員会における構成メンバーを伺いたい。

斉藤図書館長 選定委員会は委員長ほか委員6名をもって組織することとなっております。このうち、外部委員といたしまして知識経験者、その他教育委員会
が認める者の4名の方をお願いし、その他は市職員となります。

菅原委員 学識経験者などは教育委員会の中で選定していくのか。

斉藤図書館長 教育委員会の中で選定していきたいと思います。

菅原委員 この中には利用者の代表者等は含まれないという考えでよいのか。

斉藤図書館長 利用者の方が入る予定はございません。

石本委員	<p>図書館協議会委員報酬については3回分しか計上していない。開催回数 が足りなくなることも考えられるが、とりあえず3回分の予算を計上して いるという認識でよいのか。</p>
斉藤図書館長	<p>そのとおりでございますが、協議の内容によりまして、今後改めてお願 いすることがあるかと思えます。</p>
平井委員	<p>図書館窓口業務委託料について、図書館の窓口業務を民間に委ねるとい うことだが、図書館の窓口業務のみを委託するというだけでよいのか。</p>
斉藤図書館長	<p>所沢分館における窓口業務になります。</p>
平井委員	<p>職員が窓口にいる委託された方に指示などを出すことはできないが、そ の関係はクリアされているのか。</p>
斉藤図書館長	<p>直接職員が窓口の事務員に指示することはございません。その責任者 と業務の内容を確認して行っております。</p>
平井委員	<p>責任者はいつもどこにいるのか。</p>
斉藤図書館長	<p>所沢分館の中で確認できるようにしています。</p>

平井委員	窓口業務を行う中に責任者がいて、その責任者に指示をしているという複雑な方法をとっているのか。
斉藤図書館長	基本的には業務マニュアルがございますし、業務を熟知しておりますので、不明な点がありましたら責任者を通して問い合わせがくることになっています。
大館委員	図書購入費の5,000万円について、縮減されているという説明もあったが、過去3年間で予算額はどのように推移しているのか伺いたい。
斉藤図書館長	平成19年度は4,629万9,000円、平成20年度は4,988万6,000円、平成21年度は新館分を含め7,500万円となっております。
大館委員	図書館費については他市と比較してどの程度のレベルにあるのか。
斉藤図書館長	当市の図書館と相当あるいはそれ以上の市といたしましては、さいたま市、川口市、川越市などがあり、県内では5番目の予算規模となっております。
小川委員	所沢小学校と東所沢小学校の蔵書数を伺いたい。

北教育総務課 長	平成22年3月現在の蔵書数ですが、所沢小学校が1万1,026冊、東所沢小学校が9,085冊となっております。
小川委員	生涯学習推進センターにおける現在の利用者数を伺いたい。
金子生涯学習 推進センター 所長	平成22年4月からグラウンドの利用を始めまして、これが幸いしてか約3万1,000人の利用者数となっております。
石本委員	第5次総合計画における目標の利用者数は3万人となっているが、すでに達成しているということになると、楽な数字を目標としたということなのか。
金子生涯学習 推進センター 所長	第5次総合計画の数字は平成21年度の利用状況を見ました。学習室のみの利用者数であれば3万人には届きません。グラウンドの利用が可能となったことにより、見直しをして上昇傾向にしたいと考えています。
石本委員	ヒアリングでは学習室の利用率は40パーセントをきっていたと思うが、今の説明ではまだまだキャパシティは延びそうな雰囲気ということなのか。

金子生涯学習
推進センター
所長

貸し出しをしている部屋も公共施設の利用予約システムを導入して
おりませんので、多少限られていることと、自主事業で使用している部屋も
常に100パーセントが使用しているということではございません。急激
に利用者数が増えてきていることから、今後はそうしたことも勘案してさ
らに利用しやすいようにしていきたいと思えます。

大館委員

生涯学習情報紙配布作業委託料について、事業内容を伺いたい。

金子生涯学習
推進センター
所長

生涯学習情報紙とは「翔びたつひろば」といって、「広報ところざわ」
と一緒に織り込まれて、約17万部を全戸配付しているものです。

大館委員

全市的に一律に全戸配付するということを考える時期に来ているので
はないか。

金子生涯学習
推進センター
所長

事業仕分けも行われてさまざまなご提案をいただきましたが、「翔びた
つひろば」には市民の情報も掲載しており、ホームページなども駆使しな
がら、「翔びたつひろば」がこのままでよいのかということについて、今
後検討していきたいと思えます。

大館委員

生涯学習振興費について、去年は事業仕分けの対象となっていたのか。

金子生涯学習推進センター 所長
生涯学習振興費全般は対象になっておりませんでした。予算の一番大きい生涯学習情報紙配布作業委託料に限って対象となったものです。今後は内部で生涯学習推進計画も策定いたしましたので、さまざまな角度から情報提供の重要性を認識しておりますので、今後も検討してまいりたいと思います。

菅原委員
保健事業費の8節報償費の33長時間労働面接指導医報償について、前年度の実績を伺いたい。

中村保健給食担当参事
実績はございません。

菅原委員
全国的には長時間労働のことが言われているが、相談がなかったのはなぜなのか。その背景を伺いたい。

中村保健給食担当参事
労働安全衛生法に定められているもので、労働者の週40時間を超える労働が一月あたり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは労働者の申し出を受けて、医師による面接治療を行わなければならないこととなっています。その条件を満たすものがなかったと考えております。

菅原委員	面接の希望がなかったという認識でよいのか。また、メンタルの部分で病気休暇を取得している先生の人数を伺いたい。
中村保健給食 担当参事	面接の申し出がなかったものです。
平塚学校教育 部次長	精神疾患による病気休暇につきましては、平成21年度は小学校6名、中学校2名、精神疾患による休職者が小学校5名、中学校3名、平成22年度は年度途中ですが、病気休暇が小学校4名、中学校2名、休職者が小学校2名、中学校4名であり、横ばいないしは減少している傾向にあります。
石本委員	所沢シティマラソン大会実行委員会交付金の800万円について、マラソンコースは市から実行委員会へお願いすることはできないのか。5キロだと中途半端であり、10キロのコースがないのかとよく言われる。
関口スポーツ 振興課長	現在は2キロ、3キロ、5キロとハーフとなっておりますが、市民から要望があればお伝えしたいと思いますが、スケジュールや交通規制等の変更についてさまざまな課題が出てくると思われま

久保田委員 このことについては以前から申し上げているが、実行委員会における議題にはしているのか。

関口スポーツ
振興課長 議題にはしておりません。

平井委員 市民プール運営管理業務委託料について、本会議場では廃止ということ
を聞いたが、このことについてはどこで決定されたのか。

関口スポーツ
振興課長 スポーツ振興計画の改定について、スポーツ振興審議会で4回のご議論
をいただきました。今年度、市民プール廃止の方向性についてご提示をさ
せていただき、さまざまなご意見はありましたが、最終的には廃止につい
てのご承認をいただきました。また、スポーツ振興計画につきましては、
1月5日から24日までの間にパブリックコメントを実施しております。
その中では特に市民プールに関するご意見はありませんでした。

岡田委員長 パブリックコメントにおいては、市民には市民プールの廃止が結びつい
ていないのではないかと。市民プールの廃止についてパブリックコメントを
実施すれば市民からもご意見はあったと思うが、スポーツ振興計画という
広い中でのパブリックコメントにおいて意見がなかったからプールを廃
止というのは乱暴な気がするが、いかがか。

関口スポーツ 振興課長	事業仕分けでは不要という結果が出まして、その後、2次評価や市の最終方針で不要という結果が出ました。当該施設は建設から40年が経過しております。保健所からはろ過機的能力不足を指摘され、埼玉県プールの安全・安心要綱の基準を満たしておりません。新鮮な水を供給することで運営をしていますので、今後の運営は困難であるという結論を出しました。
石本委員	以前から市民プールの寿命は分かっていたわけで、所沢市はプールを基本的には作りたくないという考え方があるのか。
関口スポーツ 振興課長	作りたくないということではありませんが、財政的にも相当な予算を要しますので、温水プールなどの要望も含めて検討はしている状況です。
久保田委員	市民の声を受け止めて、どこかで議題として検討しておかないと、市民が納得しないのではないかと。
山寄教育総務 部長	そもそも所沢市といたしましては、東部クリーンセンターが建設された段階で余熱利用といったお湯を使えるような配備をしております。当時はカルチャーパークが運動公園となっておりましたが、オオタカの営業が確認されたことにより、現在では都市計画の変更手続を経て総合公園といった形になりましたことから、温水プールの計画もなくなってしまったとい

う事情がございます。今後は建設をするのであれば、一年中使える温水プールが望まれることと思いますので、教育委員会だけでは議論ができませんので、温水プールの建設に係る要望は教育委員会として出していきたいと考えております。

石本委員

市民プールがなくなった場合に、利用者がどこに流れているのかといった調査を他市に対して行ったことはあるのか。

関口スポーツ

事故がありましたふじみ野市及び毛呂山町は廃止をしたままとなって

振興課長

おります。

岡田委員長

事業仕分けで廃止ということだが、今後は市民の声を聞いていかないのか、また、今年の夏の開園時に「来年からは廃止」といった張り紙により周知していくことになるのか。

関口スポーツ

市のホームページ、広報ところざわ、張り紙等により周知を行いたいと

振興課長

思います。

菅原委員

北野総合運動場テニスコート等整備工事について、旧生涯学習センターのテニスコートが使えない中で、ナイター施設のあるテニスコートがなくなってしまう。ナイター施設は設置するのか。

関口スポーツ

振興課長

ナイター施設は予定しておりません。

【議案第9号当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決の保留】

休 憩 午後4時50分

(説明員交代)

再 開 午後5時10分

○議案第9号「平成23年度所沢市一般会計予算」当委員会所管部分

【意見】

平井委員

議案第9号に対する反対意見を申し上げます。初めに、歳出予算説明書の70ページのコード55、福祉総合オンラインシステム修正委託料について、後期高齢者特別会計予算でも同じことを言いましたが理由を申し上げます。住民基本台帳制度に外国人の管理強化を持ち込むことや、台帳に記載する対象を限定して、それ以外の在留資格を有しない外国人を行政サービスから外す可能性があり、在留外国人の基本的人権を守るべきだとして反対します。次に、91ページのコード51、所沢市老人ホーム亀鶴園管理委託料について、唯一の直営の老人ホームを手放したことで、お年寄りの実態をつかめないことや、高齢者支援のノウハウを手放したことになることから反対します。次に、94ページのコード31、児童館の指定管理者選定委員会外部委員報酬のみどり児童館とその部分に係る予算及び239ページのコード32、図書館の指定管理者選定委員会外部委員報酬について、同じ理由となりますが、指定管理者については直営のものを新たに指定管理する場合には、福祉施設は非公募とするガイドラインが必要であるということと、生活クラブは子どもが生活し、育ちの場であることから、企業などを入れ込み競争の原理にさらすということとはなじまないことから反対します。次に、240ページの図書館窓口業務委託については、今のやり方では偽装請負の問題と市民の複雑なニーズには応えられないという懸念を持っており反対します。次に、プールの廃止について、市民

や議会への説明もなく、突然本会議での質疑で明らかになったことであり、代替施設の検討もないままの廃止は容認できません。市民への説明責任と同時に議会への説明もなく議会軽視の懸念がされます。今後市民からのプールの要望は非常に強いことから、温水プールの建設も含めて検討することを求めて意見いたします。

大館委員

議案第9号、仮称総合福祉センター建設費の委託料、517万2,000円の部分について反対をいたします。総合福祉センターは福祉関係の拠点として計画し、平成27年の完成を目指すとしているが、総額23億円をも要する施設を建設することになれば、建設後のランニングコストを考え、また、人口減少で市税が減っていく中で市財政にも大きな影響を及ぼすことは必定である。さらに拠点施設を旧生涯学習センター跡地に造ることは、中心部に公共施設がさらに集中することになり、全市的なバランスを非常に欠くこととなります。そこで、説明では利用者である市民の会とも話し合ったとありますが、そもそもこの施設が必要であるか、全市的に広く市民の意見を聴いて検討した上で決定すべきである。また、このような施設は拠点、中心主義ではなく、行政区ごとに規模を縮小して身近な施設として建設すべきであることを申し述べて、この部分に反対とします。なお、反対ではありませんが、学校の樹木剪定について、このことについては市長への手紙としてメールが届いていると思います。所沢市の街路樹の剪定について再三意見を言われている方ですが、市庁舎北側のけやきの

木が樹形を大切にしたいという伐採ができたということで、喜びのメールが届いています。学校の樹木を強制的に剪定することについては、子どもの学習上にも非常に悪いし、見苦しい。できればそうした剪定については強制的剪定ではなく、樹形を考慮した形の剪定方法は業界でも話題にもなっている。そうなので、教育委員会だけではありませんが、ご配慮いただきたい。

久保田委員

賛成の立場から意見を申し上げます。初めに、仮称総合福祉センター整備事業費についてですが、測量に係る委託料ですが、あくまでも測量費のみの計上と受け止めておりますので、賛成はいたしますが、具体的な内容は、今後の予算の中で十分審議したいと考えております。次に、母親学級で、歯科医による経産婦も含む妊婦の歯科検診の実施は高く評価いたします。母子の歯の健康事業についても積極的に進めていただくよう求めます。最後に、市民プールの廃止についてですが、老朽化は承知しておりますが、区画整理で地元の方が提供した土地でもあります。代替案も含めて、地域の方や利用者の声をよく聞いて、慎重に判断していただくよう求めて賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第9号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 午後5時20分